

官報

号外 昭和四十八年三月三十日

第七十一回国衆議院會議録 第二十号

昭和四十八年三月三十日(金曜日)

議事日程 第十六号

昭和四十八年三月三十日

午後二時開議

第一 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

出

○本日の會議に付した案件

議員請暇の件

昭和四十八年度一般會計暫定予算

昭和四十八年度特別會計暫定予算

昭和四十八年度政府關係機關暫定予算

日程第一 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

出

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後十一時四十二分開議

○議長(中村梅吉君) これより會議を開きます。

議員請暇の件

○議長(中村梅吉君) 議員請暇の件につきおはかりいたします。

川崎寛治君から、海外旅行のため、四月三日から二十二日まで二十日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

昭和四十八年度一般會計暫定予算

昭和四十八年度特別會計暫定予算

昭和四十八年度政府關係機關暫定予算

○中山正暉君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、昭和四十八年度一般會計暫定予算、昭和四十八年度特別會計暫定予算、昭和四十八年度政府關係機關暫定予算、右三件を一括して議題といたします。

よって、日程は追加せられました。

○議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加せられました。

昭和四十八年度一般會計暫定予算

昭和四十八年度特別會計暫定予算

昭和四十八年度政府關係機關暫定予算

定予算、昭和四十八年度特別會計暫定予算、昭和四十八年度政府關係機關暫定予算、右三件を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(中村梅吉君) 中山正暉君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加せられました。

昭和四十八年度一般會計暫定予算、昭和四十八年度特別會計暫定予算、昭和四十八年度政府關係機關暫定予算、右三件を一括して議題といたします。

昭和四十八年度一般會計暫定予算

昭和四十八年度特別會計暫定予算

昭和四十八年度政府關係機關暫定予算

右

国会に提出する。

昭和四十八年三月二十八日

内閣総理大臣 田中 角榮

昭和四十八年度一般会計暫定予算

予 算 総 則

(歳入歳出暫定予算)

第1条 昭和四十八年度歳入歳出暫定予算は、歳入454,372,506千円、歳出703,978,162千円とし、「甲号歳入歳出暫定予算」に掲げるとおりとする。

(暫定予算の期間)

第2条 この暫定予算は、昭和四十八年4月1日から4月11日までの期間に係るものである。

(歳入歳出暫定予算の内訳)

第3条 歳入歳出暫定予算の内訳として、「歳入暫定予算明細書」及び各省各庁の「暫定予算予定経費要求書」は、別に添附する。

(一時借入金等の最高額)

第4条 「財政法」第7条第3項の規定による大蔵省証券及び一時借入金の最高額は、250,000,000千円とする。

(損失補償契約の限度額)

第5条 次の表の左欄に掲げる契約の金額の限度は、右欄に掲げるとおりとする。

区 分	限 度	額
「原子力損害賠償補償契約に関する法律」第8条の規定による金額の限度	補償契約金額の合計額	2,900,000千円

(予算の移替え等)

第6条 行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、「甲号歳入歳出暫定予算」における主管、所管及び組織の区分により予算を執行することができない場合においては、主管、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行ない、又は主管、所管若しくは組織の間にお

いて予算の移替えをすることができる。

2 行政組織に関する法令の改廃等に伴い、この予算の組織又は項に用いられている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになった場合においても、その組織又は項に係る予算はその目的の実質に従い、そのまま執行することができる。

第7条 次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織のそれぞれの右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

所 管	組 織	項
総 理 府	北海道開発庁 科学技術庁 沖縄開発庁	北海道土地改良事業費 海洋開発調査研究促進費 沖縄保健衛生等対策諸費
文 部 省	文 部 本 省	南極地域観測事業費

(予算の移用)

第8条 「財政法」第33条第1項ただし書の規定により移用することができる場合は、次の表の各号に掲げる各組織の経費の金額又は各項の経費の金額を当該各組織又は各項の間において相互に移用する場合とする。

1 暫定予算予定経費要求書に予定した職員基本給、職員諸手当及び退職手当の各経費の金額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費に係る各組織又は各項の間
2 暫定予算予定経費要求書に予定した赴任旅費の経費の金額に過不足を生じた場合における当該経費に係る各組織又は各項の間

甲号 歳入歳出暫定予算
歳 入

主 管 会 社	部 門	款 目	項 目	金 額 (千円)			
国 会	雑 収 入	国 有 財 産 利 用 収 入	国 有 財 産 貸 付 収 入	24,257			
				1,323	1,323		
				22,934	22,736		
				198			
			裁 判 所	雑 収 入	国 会 議 員 互 助 年 金 法 納 金	6,067	
					物 品 売 払 収 入	6,067	72
					許 可 及 手 続 料 金	5,254	681
					懲 罰 債 及 返 納 金	60	
						10,322	
			総 理 府	官 業 益 金 及 官 業 収 入	官 業 収 入	10,322	10,322
	813,091	4,553					
	4,553	4,553					
	808,538	808,157					
	381						
法 務 省	雑 収 入	懲 罰 及 没 収 金	823,413	1,304,206			
		計	1,304,206	1,304,206			

[illegible]

農 林 省	雑 収 入	国 有 財 産 利 用 収 入	物 品 売 払 収 入 雑 入	444 54	
		諸 収 入	国 有 財 産 使 用 収 入	6,908 490	
			投 業 料 及 入 学 検 定 料 雑 入	6,418 6,300 118	
通 商 産 業 省	雑 収 入	諸 収 入	75,198 75,198		
			受 託 調 査 試 験 及 役 務 収 入 物 品 売 払 収 入	953 74,245	
運 輸 省	雑 収 入	国 有 財 産 利 用 収 入	14,188 784		
		諸 収 入	国 有 財 産 使 用 収 入	784	
			投 業 料 及 入 学 検 定 料 物 品 売 払 収 入 雑 入	13,404 6,306 7,053 45	
歳 入 総 計				454,372,506	
歳 出					
所 管 組 織	項 目	金 額 (千 円)			
皇 室	内 廷 延 族 費 計	3,360 32,862 1,950 38,172			

[illegible]

府 本 府	理 本 府	府 本 府	理 本 府	府 本 府
青少年対策本部	青少年対策本部	青少年健全育成対策費	青少年健全育成対策費	441
国民健康体力増強費	国民健康体力増強費	国民健康体力増強費	国民健康体力増強費	2,004
計	計	計	計	428
2,873	2,873	2,873	2,873	2,873
230	230	230	230	230
4,993	4,993	4,993	4,993	4,993
970	970	970	970	970
569	569	569	569	569
4,961	4,961	4,961	4,961	4,961
813,808	813,808	813,808	813,808	813,808
3,855	3,855	3,855	3,855	3,855
4,039	4,039	4,039	4,039	4,039
計	計	計	計	821,702
1,816	1,816	1,816	1,816	1,816
1,067	1,067	1,067	1,067	1,067
148,560	148,560	148,560	148,560	148,560
168,926	168,926	168,926	168,926	168,926
995	995	995	995	995
計	計	計	計	169,921
186,440	186,440	186,440	186,440	186,440
2,734	2,734	2,734	2,734	2,734
10,945	10,945	10,945	10,945	10,945

防 衛 本 庁	防 衛 本 庁	北海道治水事業工事諸費	8,290
		北海道道路事業工事諸費	65,121
		北海道港湾漁港空港整備事業 工事諸費	20,871
		北海道土地改良事業費	1,080
		北海道土地改良事業等工事諸 費	19,043
		北海道災害復旧事業工事諸費	713
		計	315,237
		防衛本庁費	2,253,289
		装備品等整備諸費	552,481
		施設整備等附帯事務費	9,353
		研究開発費	19,139
		計	2,834,262
		防衛施設費	351,054
防 衛 施 設 庁	防 衛 施 設 庁	防衛施設管理事務費	12,701
		調達業務等関連諸費	585,383
		計	949,138
		経済企画庁費	34,962
		国土調査費	6,631
		経済研究費	3,696
		計	45,289
		科学技術庁費	15,312
		科学技術振興費	4,288
		海洋開発調査促進費	1,514
		放射能調査研究費	4,401
		科学技術庁試験研究所 費	53,921
		計	699
環 境 庁	環 境 庁	環境調査費	80,135
		計	13,444

昭和四十八年三月三十日 衆議院會議錄第二十号 昭和四十八年度一般会計暫定予算外二件

費	費院	容業	收作	所	務所	刑	143,230
費	費院	容業	收作	年	少	少	85,177
費	費院	容業	收作	容別	少年	少年	4,275
費	費院	容業	收作	容別	少年	少年	28,375
費	費院	容業	收作	容別	少年	少年	2,276
費	費院	容業	收作	容別	少年	少年	7,602
費	費院	容業	收作	容別	少年	少年	128
費	費院	容業	收作	容別	少年	少年	367
計	計	計	計	計	計	計	292,558
費	費院	容業	收作	容別	少年	少年	7,580
費	費院	容業	收作	容別	少年	少年	15,024
費	費院	容業	收作	容別	少年	少年	22,604
費	費院	容業	收作	容別	少年	少年	12,498
費	費院	容業	收作	容別	少年	少年	2,043
費	費院	容業	收作	容別	少年	少年	14,536
費	費院	容業	收作	容別	少年	少年	242
費	費院	容業	收作	容別	少年	少年	42,710
費	費院	容業	收作	容別	少年	少年	652,321
費	費院	容業	收作	容別	少年	少年	190,212
費	費院	容業	收作	容別	少年	少年	54,836
費	費院	容業	收作	容別	少年	少年	349
費	費院	容業	收作	容別	少年	少年	245,397
費	費院	容業	收作	容別	少年	少年	522,740
費	費院	容業	收作	容別	少年	少年	768,187
費	費院	容業	收作	容別	少年	少年	296,902
費	費院	容業	收作	容別	少年	少年	390,444

昭和四十八年三月三十日 衆議院會議録第二十号 昭和四十八年度一般会計暫定予算外二件

官 報 (号 外)

家	の	年	青	立	国
2,405					
37,141					
4,166					
918					
5,476					
3,298					
3,979					
287					
18,124					
5,433,818					
44,495					
4,741					
737,294					
1,189					
963,947					
11,438,514					
328,516					
2,583,993					
40,435					
7,907,899					
2,259,102					
1,814,457					
4,752,563					
3,312					
32,880,957					
18,368					
7,410					

[illegible]

農業施設災害復旧事業工事諸費		計	12
北海道統計情報事務所 食糧野 林	北海道統計情報事務所	食糧野	53,888
	食糧野	食糧野	1,205
	林	林	1,072
	山林事業指導監督費	山林事業指導監督費	2,871
	山林事業試験場	山林事業試験場	809
	計	計	15,143
	水産	水産	18,823
	漁業調査取締費	漁業調査取締費	3,676
	漁業調査取締費	漁業調査取締費	42,166
	漁港整備事業指導監督費	漁港整備事業指導監督費	24,042
水産	水産	水産	353
	水産試験研究所	水産試験研究所	14,171
	真珠検査所	真珠検査所	308
	水産大学	水産大学	5,992
	北海道さけ・ますふ化場	北海道さけ・ますふ化場	4,760
	計	計	95,467
	農林省所管合計	農林省所管合計	1,097,329
通商産業省	通商産業省	通商産業省	92,292
	通商産業省	通商産業省	3,610
	通商産業省	通商産業省	686
	通商産業省	通商産業省	245
	通商産業省	通商産業省	207
	通商産業省	通商産業省	325
	通商産業省	通商産業省	97,365
	通商産業省	通商産業省	6,651
	通商産業省	通商産業省	4,754
	通商産業省	通商産業省	4,754

運輸省	特許中小企業	片	鐵工業技術振興費 大型工業技術研究開発費 工業技術院試驗研究所 計	25,826 13,390 95,649 139,619
	特許中小企業對策費	片		79,802
	通商産業局	中		470
	通商産業統計調查費	計		14,415
	通商産業統計調查費	局		14,885
	通商産業統計調查費	局		18,629
	通商産業統計調查費	局		485
	通商産業統計調查費	局		20,114
	通商産業統計調查費	局		5,101
	通商産業統計調查費	局		363,537
運輸省	鐵山保安監督官署	鐵山保安監督官署		2,129,071
	鐵山保安監督官署	鐵山保安監督官署		3,760
	鐵山保安監督官署	鐵山保安監督官署		7,000
	鐵山保安監督官署	鐵山保安監督官署		2,139,831
	鐵山保安監督官署	鐵山保安監督官署		19,763
	鐵山保安監督官署	鐵山保安監督官署		92,976
	鐵山保安監督官署	鐵山保安監督官署		6,597
	鐵山保安監督官署	鐵山保安監督官署		1,816
	鐵山保安監督官署	鐵山保安監督官署		4,999
	鐵山保安監督官署	鐵山保安監督官署		905
運輸省	鐵山保安監督官署	鐵山保安監督官署		2,447
	鐵山保安監督官署	鐵山保安監督官署		316,064
	鐵山保安監督官署	鐵山保安監督官署		2,392
	鐵山保安監督官署	鐵山保安監督官署		175,088
	鐵山保安監督官署	鐵山保安監督官署		
	鐵山保安監督官署	鐵山保安監督官署		
	鐵山保安監督官署	鐵山保安監督官署		
	鐵山保安監督官署	鐵山保安監督官署		
	鐵山保安監督官署	鐵山保安監督官署		
	鐵山保安監督官署	鐵山保安監督官署		

所 究 研 究	計 算 合 所 省 郵 政 本 省	所 管 合 所 省 郵 政 本 省	所 究 研 究	計 算 合 所 省 郵 政 本 省	所 管 合 所 省 郵 政 本 省
3,778	郵 政 本 省	郵 政 本 省	35,438	郵 政 本 省	郵 政 本 省
178,867	電 波 監 理 費	電 波 監 理 費	8,540	電 波 監 理 費	電 波 監 理 費
2,766,644	計 算 合 所 省 郵 政 本 省	計 算 合 所 省 郵 政 本 省	44,978	計 算 合 所 省 郵 政 本 省	計 算 合 所 省 郵 政 本 省
	電 波 監 理 局	電 波 監 理 局	13,574	電 波 監 理 局	電 波 監 理 局
	地 方 電 波 監 理 局	地 方 電 波 監 理 局	13,660	地 方 電 波 監 理 局	地 方 電 波 監 理 局
	郵 政 省 管 合 所 省 郵 政 本 省	郵 政 省 管 合 所 省 郵 政 本 省	72,207	郵 政 省 管 合 所 省 郵 政 本 省	郵 政 省 管 合 所 省 郵 政 本 省
1,217,802	勞 働 本 省	勞 働 本 省	2,992	勞 働 本 省	勞 働 本 省
1,057,590	失 業 對 策 事 業 費	失 業 對 策 事 業 費	105,540	失 業 對 策 事 業 費	失 業 對 策 事 業 費
114,342	特 定 地 域 開 発 就 勞 事 業 費	特 定 地 域 開 発 就 勞 事 業 費	24,210	特 定 地 域 開 発 就 勞 事 業 費	特 定 地 域 開 発 就 勞 事 業 費
3,281,000	職 業 転 換 對 策 事 業 費	職 業 転 換 對 策 事 業 費	299	職 業 転 換 對 策 事 業 費	職 業 転 換 對 策 事 業 費
	政 府 職 員 等 失 業 者 退 職 手 当	政 府 職 員 等 失 業 者 退 職 手 当		政 府 職 員 等 失 業 者 退 職 手 当	政 府 職 員 等 失 業 者 退 職 手 当
	失 業 保 險 費 負 担 金	失 業 保 險 費 負 担 金		失 業 保 險 費 負 担 金	失 業 保 險 費 負 担 金
	農 業 者 転 職 對 策	農 業 者 転 職 對 策		農 業 者 転 職 對 策	農 業 者 転 職 對 策
	計 算 合 所 省 郵 政 本 省	計 算 合 所 省 郵 政 本 省		計 算 合 所 省 郵 政 本 省	計 算 合 所 省 郵 政 本 省
5,808,775	勞 働 本 省	勞 働 本 省	1,915	勞 働 本 省	勞 働 本 省
3,457	中 央 勞 働 委 員 會	中 央 勞 働 委 員 會	2,582	中 央 勞 働 委 員 會	中 央 勞 働 委 員 會
21,192	公 共 企 業 等 勞 働 委 員 會	公 共 企 業 等 勞 働 委 員 會	82,267	公 共 企 業 等 勞 働 委 員 會	公 共 企 業 等 勞 働 委 員 會
1,111	勞 働 保 安 定 官 署	勞 働 保 安 定 官 署		勞 働 保 安 定 官 署	勞 働 保 安 定 官 署
83,978	職 業 者 転 職 對 策	職 業 者 転 職 對 策		職 業 者 転 職 對 策	職 業 者 転 職 對 策
5,866,699	計 算 合 所 省 郵 政 本 省	計 算 合 所 省 郵 政 本 省		計 算 合 所 省 郵 政 本 省	計 算 合 所 省 郵 政 本 省

昭和四十八年三月三十日 衆議院會議錄第二十号 昭和四十八年度一般会計暫定予算外二件

五一九

2 前項の規定により経費を増額する場合には、「財政法」第35条第2項、第3項及び第4項並びに第36条の規定の例による。
(保険契約の限度額)

第6条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による保険契約（再保険契約を含む。）の金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特 別 会 計	根 拠	規 定	限 度	額
地 震 再 保 險	「地震保険に関する法律」第3条第3項	1回の地震等により支払うべき再保険金の総額		340,000,000千円
中 小 漁 業 融 資 保 証 保 險	「中小漁業融資保証法」第70条第4項	保険金額の総額		3,360,000
輸 出 保 險	「輸出保険法」第1条の7	次の各保険ごとの保険金額の総額 普通輸出保険 輸出代金保険 輸出手形保険の保険契約に基づいて成立する保険関係 輸出金融保障の保険契約に基づいて成立する保険関係 委託販売輸出保険 海外広告保険 海外投資保険		99,000,000 69,000,000 30,000,000 200,000 100,000 100,000 10,500,000
機 械 類 信 用 保 險	「機械類信用保険法」第7条	保険金額の総額		1,500,000

(郵政事業特別会計の作業資産保有の最高額)

第7条 郵政事業特別会計において、「郵政事業特別会計法」第15条の規定により同会計に属する現金をもつて事業上必要な作業資産を保有する最高額は、300,000千円とする。
(資金の長期運用予定額)

第8条 「資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律」(仮称)に規定する長期運用予定額は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区 分	資 金 運 用 部 資 金
1 国 民 金 融 公 庫	9,000,000千円
2 中 小 企 業 金 融 公 庫	7,000,000

甲号 歳入歳出暫定予算

所 管	特 別 会 計	歳 入		歳 出	
		数	項	金 額 (千円)	金 額 (千円)
大 蔵 省	造 幣 局	補助貨幣回収準備資金より受入	補助貨幣回収準備資金より受入	260,979	278,161
		事業収入	事業収入	16,816	
		雑収入	雑収入	366	
		合 計	合 計	278,161	278,161
		事業収入	事業収入	1,221,059	221,927
		雑収入	雑収入	6,888	
		合 計	合 計	1,227,947	221,927
		資金運用収入	運用利殖金収入	2,271,214	6,737
		合 計	合 計	2,271,214	135,374
		他会計より受入	他会計より受入	1,751,149,041	1,751,149,041
	貴 金 属	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	4	4
	外国為替資金	運用収入	前年度剰余金受入	3,101,377	5,986

昭和四十八年三月三十日 衆議院會議録第二十号 昭和四十八年度一般会計暫定予算外二件

五三二

産 業 投 資	運 用 収 入	運 用 収 入	運 用 収 入	国債整理基金特別会計へ繰入	1,564,901
前年度剰余金受入	3,101,377	3,101,377	3,101,377	1,570,887	
合 計	152,750	152,750	152,750	105	
前年度剰余金受入	167,907	167,907	167,907	320,552	
合 計	320,657	320,657	320,657		
賠償等特殊債務処理	他 会 計 より 受 入	一般 会 計 より 受 入	一般 会 計 より 受 入	賠償等特殊債務処理費	277,200
前年度剰余金受入	239,418	239,418	239,418		
合 計	37,782	37,782	37,782		
地 震 再 保 険	他 会 計 より 受 入	一般 会 計 より 受 入	一般 会 計 より 受 入	再 保 険 費	89,887
合 計	353	353	353	353	
大蔵省及び自治省	交付税及び譲与税配付金	一般 会 計 より 受 入	一般 会 計 より 受 入	地方交付税交付金 国債整理基金特別会計へ繰入	539,250,628
大蔵省、通商産業省及び労働省	石炭及び石油対策 石 炭 勘 定 税	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	国債整理基金特別会計へ繰入	280,297,860
合 計	539,488,488	539,488,488	539,488,488	819,548,488	
前年度剰余金受入	2,600,000	2,600,000	2,600,000	4,577	
合 計	271,208	271,208	271,208	136,215	
前年度剰余金受入	2,871,208	2,871,208	2,871,208	130,416	
合 計	271,208	271,208	271,208	271,208	

石油勘定	租税	税	事務処理費	
前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	600,000	847	
合 計	合 計	600,000	347	
大蔵省及び建設省	特定国有財産整備	106,000	特定国有財産整備費	28,026
雑収入	国有財産売却収入	27,560	事務取扱費	468
合 計	雑収入	27,560	合 計	28,494
文 部 省	他会計より受入	2,760,308	国 立 学 校	4,485,086
附 属 病 院 収 入	一般会計より受入	2,760,308	大 学 附 属 病 院	1,202,740
授業料及入学校定料	附 属 病 院 収 入	350,185	研 究 所 費	279,655
雑 収 入	授業料及入学校定料	2,726,030	施 設 整 備 費	5,259
合 計	雑 収 入	136,207	合 計	5,972,740
厚 生 省	保 險 収 入	1,904,501	保 險 給 付 費	2,049,334
健康勘定	保 險 料 収 入	29,501	借 入 金 償 還 金	279,969,146
	一般会計より受入	1,875,000	支 出 金	579,677
	借 入 金	279,969,146	合 計	282,589,157
	合 計	281,873,647		

昭和四十八年三月三十日 衆議院會議録第二十号 昭和四十八年度一般会計暫定予算外二件

五二四

日 雇 健 康 勘 定	保 險 収 入	保 險 料 収 入 一 般 会 計 より 受 入	借 入 金	保 險 給 付 費 借 入 金 償 還 金	14,075
			167,510,197		167,510,197
	合 計		167,515,514		341,445
年 金 勘 定	保 險 収 入	保 險 料 収 入 一 般 会 計 より 受 入	借 入 金	保 險 給 付 費	1,343,314
			287,675		
			48,129		
			189,546		
児 童 手 当 勘 定	提 出 金 収 入	事 業 主 提 出 金 収 入	借 入 金	事 務 取 扱 費	3,812
			477		
			477		
	他 会 計 より 受 入	一 般 会 計 より 受 入	3,812		
	合 計		4,289		3,812
業 務 勘 定	他 会 計 より 受 入	一 般 会 計 より 受 入	借 入 金	業 務 取 扱 費 児 童 手 当 勘 定 へ 繰 入	159,966
			154,179		485
	児 童 手 当 収 入	児 童 手 当 収 入	3,853		
	雑 収 入	雑 収 入	2,369		
	合 計		2,369		
			160,401		160,401
給 員 保 險	保 險 収 入	保 險 料 収 入 一 般 会 計 より 受 入	借 入 金	保 險 給 付 費	441,577
			39,382		8,641
			2,675		38,882
			35,579		

国 立 病 院 勘 定	運 用 収 入	児童手当提出金厚生保険 特別会計へ繰入	6
	児童手当収入 雑収入 合 計	93 98 708 708 40,183 合 計	1,128 98 708 708 489,056
国 立 病 院 勘 定	病 院 収 入	436,696	1,050,612
	他 会 計 より 受 入	630,295	18,218
	雑 収 入	1,839	
	合 計	1,068,830	1,068,830
療 養 所 勘 定	療 養 所 収 入	324,936	645,533
	他 会 計 より 受 入	333,652	13,238
	雑 収 入	183	
	合 計	658,771	658,771
	前 年 度 剩 余 金 受 入	116	116
あ	前 年 度 剩 余 金 受 入	116	116
国 民 年 金 勘 定	保 險 収 入	2,450,200	412,160

農 林 省	福祉年金勘定	他会計より受入	保険料収入 一般会計より受入	1,653,031	福祉年金給付費	890,710
	業務勘定	他会計より受入	一般会計より受入	890,710	業務取扱費 印紙収入国民年金勘定へ繰入	127,006
		印紙売却収入	一般会計より受入	126,578		1,588,727
			印紙売却収入	1,588,727		
		雑収入	印紙売却収入	428		
		合 計	雑収入	428	合 計	1,715,733
				1,715,733		
	国内米管理勘定	食糧管理収入	国内米売却代	21,745,871	国内米買入費	298,454
		雑収入	国内米売却代	21,745,871	国内米管理費	1,281,993
		合 計	雑収入	23,801	返還金等他勘定へ繰入	1,502,801
国内麦管理勘定				21,769,672	合 計	3,083,248
		食糧管理収入	国内麦売却代	240,471	国内麦買入費	65,567
		雑収入	国内麦売却代	240,471	国内麦管理費	22,090
		合 計	雑収入	89	返還金等他勘定へ繰入	41,446
				89		
輸入食糧管理勘定				240,560	合 計	129,103
		食糧管理収入		4,270,495	輸入食糧買入費	8,512,968
		雑収入	輸入食糧売却代	4,270,495	輸入食糧管理費	104,262
				1,252	返還金等他勘定へ繰入	250,655

農産物等安定勘定	輸入飼料充払代	雑収入	1,252	合 計	8,367,865
輸入飼料勘定	雑収入	輸入飼料充払代	1,751,449	農産物等管理費	10,603
	合 計	雑収入	1,164	輸入飼料買入費	4,262,138
業務勘定	他勘定より受入	雑収入	1,752,613	輸入飼料管理費	62,767
	検査印紙収入	他勘定より受入	1,851,139	返還金等他勘定へ繰入	56,237
	雑収入	検査印紙収入	853	合 計	4,381,142
	合 計	雑収入	1,916	事務費	1,846,848
調整勘定				サイロ及倉庫運営費	7,060
農業共済再保険	農業再保険収入		1,853,908	合 計	1,853,908
農 業 勘 定	農業再保険収入		47,776	国債整理基金特別会計へ繰入	1,020,257,498
家畜勘定	家畜再保険収入		199,558	農業共済組合連合会等補助及交付金	47,776
	合 計	再一般会計より受入	18,247	家畜再保険費	187,851
		一般会計より受入	11,707	農業共済組合連合会等交付金	11,707
		前年度繰越資金受入	169,604	合 計	199,558
			199,558		

業 務 勘 定	他 会 計 より 受 入	一 般 会 計 より 受 入	農 業 共 済 再 保 險 業 務 費	
森 林 保 險	森 林 保 險 収 入	保 險 料 前 年 度 繰 越 資 金 受 入	森 林 保 險 費 森 林 保 險 業 務 費	1,613 14,389 779
漁 船 再 保 險 及 漁 業 共 済 保 險	合 計	15,168 11,229 3,939	合 計	15,168
漁 船 普 通 保 險 勘 定	漁 船 再 保 險 収 入	再 保 險 料 前 年 度 繰 越 資 金 受 入	漁 船 再 保 險 費	213,061 209,183 3,878
漁 船 特 殊 保 險 勘 定	漁 船 特 殊 再 保 險 収 入	特 殊 再 保 險 料 前 年 度 繰 越 資 金 受 入	漁 船 特 殊 再 保 險 費	10,364 9,705 659
漁 船 乗 組 員 給 与 保 險 勘 定	給 与 再 保 險 収 入	給 与 再 保 險 料 前 年 度 繰 越 資 金 受 入	給 与 再 保 險 費	2,152 2,089 63
漁 業 共 済 保 險 勘 定	漁 業 共 済 保 險 収 入	一 般 会 計 より 受 入 前 年 度 繰 越 資 金 受 入	漁 業 共 済 保 險 費 漁 業 共 済 組 合 連 合 会 交 付 金	110,000 22,734 87,266
業 務 勘 定	合 計	110,000 22,734 87,266	合 計	110,000
自 作 農 創 設 特 別 措 置	他 会 計 より 受 入	一 般 会 計 より 受 入	業 務 取 扱 費	744 744
	自 作 農 創 設 特 別 措 置 収 入	農 地 等 売 払 収 入	事 務 取 扱 費	4,223 4,120
				12,947

通商産業省	アルコール専売事業	事業収入	前年度剰余金受入	事業費	
		雑収入	事業収入	事業費	
		合 計	雑収入	合 計	
	輸 出 保 険	保 険 料 収 入	保 険 料 収 入	保 険 取 扱 費	
		雑 収 入	雑 収 入		
		前年度剰余金受入	前年度剰余金受入		
		合 計	前年度剰余金受入	合 計	
	機械類信用保険	保 険 料 収 入	保 険 料 収 入	保 険 取 扱 費	
		前年度剰余金受入	前年度剰余金受入		
		合 計	前年度剰余金受入	合 計	
運 輸 省	木 船 再 保 険	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	再 保 険 費	
		合 計	前年度剰余金受入	合 計	
	自動車損害賠償責任再保険	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	再 保 険 及 保 険 費	
	保 険 勘 定	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入		

保障勘定	保障事業収入	前年度剰余金受入	6,474,416	保 障 費	77,141
	雑収入	賦課金収入	9,539		
	前年度剰余金受入	雑収入	7,680		
	合 計	前年度剰余金受入	59,922		
			77,141	合 計	77,141
業務勘定	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	2,202	業務取扱費	2,202
港務整備勘定	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	357,622	港務事業等工事諸費	357,622
自動車検査登録	検査登録印紙収入	検査登録印紙収入	218,382	業務取扱費	240,102
	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	21,720		
	合 計	前年度剰余金受入	240,102	合 計	240,102
空港整備	空港使用料収入	空港使用料収入	268	空港等整備事業工事諸費	1,993
	雑収入	雑収入	18	空港等維持運営費	214,966
	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	216,673		
	合 計	前年度剰余金受入	216,959	合 計	216,959

郵政省	郵政事業	業務収入	業務収入	業務外支出
	郵便貯金	前年度剰余金受入 合 計	前年度剰余金受入	支 払 利 子 諸 払 展 及 補 填 金 合 計
		18,858,702	18,858,702	18,848,752
		18,858,702	18,858,702	9,950
		18,858,702	18,858,702	18,858,702
	簡易生命保険及郵便 保 險 勘 定 年 金	保 險 料 収 入 運 用 収 入 雑 収 入 合 計	保 險 料 収 入 運 用 収 入 雑 収 入	保 險 費 合 計
		30,410,454	30,410,454	11,403,259
		356,757	356,757	
		5,712	5,712	
		30,772,923	5,712	11,403,259
	年 金 勘 定	掛 金 収 入 運 用 収 入 積 立 金 より 受 入 雑 収 入	掛 金 収 入 運 用 収 入 積 立 金 より 受 入	年 金 費 合 計
		11,131	11,131	85,042
		192	192	
		73,668	192	
		73,668	73,668	
		51	73,668	

[illegible]

五二三

建設省道路整備	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	道 路 事 業 費	
	雑 収 入	雑 収 入	北海道道路事業費	1,072,000
			沖繩道路事業費	251,000
			道路事業工事諸費	92,000
	合 計		事 務 費	289,885
			合 計	1,485
治水勘定	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	河 川 事 業 費	1,706,320
	雑 収 入	雑 収 入	北海道河川事業費	184,000
			河川総合開発事業費	15,000
			北海道河川総合開発事業費	50,000
			北海道的川総合開発事業費	4,000
			沖繩治水事業費	2,000
			治水事業工事諸費	420,613
	合 計		事 務 費	1,526
			合 計	677,139
都市開発資金融通	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	事 務 取 扱 費	57
				57

昭和四十八年度政府関係機関暫定予算

右
国会に提出する。

昭和四十八年三月二十八日

内閣総理大臣 田中 角榮

第1章 総 則

(収入支出暫定予算)

第1条 次に掲げる各政府関係機関の昭和48年度収入支出暫定予算は、「甲号収入支出暫定予算」に掲げるとおとする。

日 本 専 売 公 社

昭和 48 年 度 政 府 関 係 機 関 暫 定 予 算

第2条 この暫定予算は、昭和48年4月1日から4月11日までの期間に係るものである。

第2章 日本専売公社

(借入金の限度額)

第3条 「日本専売公社法」第43条の14第2項の規定による短期借入金の限度額は、25,000,000千円とする。

(流用の制限)

[illegible]

第3章 日本国有鉄道

(流用の制限)

第5条 日本国有鉄道がその經營に他の經營の令類を添用する場合には、
「日本国有鉄道法」第50条の14第6項の「その經營に他の經營の令類を添用する場合には」とあるのは、「その經營に他の經營の令類を添用する場合には、その經營の令類の令類を添用する場合には」とある。

「日本国行政通則」第20条の14第2項の規定により運輸大臣の承認を受けなければならない遊覧は、交際賓に要する遊覧とす。

2 前項に規定するもののほか、「日本国有鉄道法」第39条の14第2項の規定により日本国有鉄道が運輸大臣の承認を受けなければならない経費は、工事勘定のうち総経費以外の経費の金額を他の経費に流用する場合におけるこれらの経費とする。

第4章 日本電信公社

(電信電話債券の限度額)

第6条 「日本電信電話公社法」第62条第2項の規定による電信電話債券の限度額は、次に掲げるとし、これを

14,000,000-円

2 前項に規定する電信電話債券の発行価格が額面金額を下回るときは、発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

(流用の制限)

第7条 日本電信電話公社がその経費に他の経費の金額を流用する場合において、「日本電信電話公社法」第58条第2項の規定により郵政大臣の承認を受けなければならない経費は、交際費に要する経費とする。

2 前項に規定するもののほか、「日本電信電話公社法」第58条第2項の規定により日本電信電話公社が郵政大臣の承認を受けなければならない経費は、建設勘定のうち総務費以外の経費の金額を他の経費に流用する場合におけるこれらの経費とする。

第5章 国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、北海道北開発公庫、公営企業金融公庫、中小企業信用保険公庫、医家金融公庫、環境衛生金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行

(借入金の限度額)

第8条 次の表の左欄に掲げる各公庫の「公庫の予算及び決算に関する法律」第5条第2項第1号の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公 庫	限 度	額
国 民 金 融 公 庫	借 入 金	9,000,000千円
中 小 企 業 金 融 公 庫	借 入 金	7,000,000

(保険契約等の限度額)

第9条 次の表の左欄に掲げる各公庫の中欄に掲げる法律の規定による金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公 庫	根 拠 規 定	限 度	額
住 宅 金 融 公 庫	「住宅融資保険法」第6条	保険価額の総額	2,700,000千円
中 小 企 業 信 用 保 険 公 庫	「中小企業信用保険公庫法」第18条第2項	保険価額の総額 貸付金の総額	104,000,000 50,000

(流用の制限)

第10条 日本開発銀行又は日本輸出入銀行がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合において、「日本開発銀行法」第31条第1項又は「日本輸出入銀行法」第33条第1項の規定により、大蔵大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役員員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 交際費に要する経費

甲号 収入支出暫定予算

政 府 関 係 機 関	収 入		支 出	
	項	金 額(千円)	項	金 額(千円)
日 本 専 売 公 社	たばこ事業収入	31,615,629	給与その他事業費	24,464
	たばこ事業収入	1,409,683	たばこ事業費	4,914,995
	共 通 収 入	28,631	共 通 業 費	1,341,264
日 本 専 売 公 社	合 計	33,053,943	支 払 利 子	224,656
			合 計	158,822
				6,664,201
日 本 専 売 公 社	運 輸 収 入	37,771,444	給 与 其 他 諸 費	79,226
	運 輸 収 入	1,602,527	給 与 保 管 費	5,086,155
	合 計	39,373,971	給 与 保 管 費	5,475,081
日 本 専 売 公 社	損 益 勘 定 受 入	9,889,808	損 益 勘 定 受 入	856,743
	損 益 勘 定 受 入	9,889,808	損 益 勘 定 受 入	240,000
	合 計	9,889,808	損 益 勘 定 受 入	9,889,808
日 本 専 売 公 社	資 本 勘 定 受 入	9,889,808	資 本 勘 定 受 入	21,636,968
	資 本 勘 定 受 入	9,889,808	資 本 勘 定 受 入	9,889,808
	合 計	9,889,808	資 本 勘 定 受 入	9,889,808
日 本 専 売 公 社	工 事 勘 定 受 入	9,889,808	工 事 勘 定 受 入	9,889,808
	工 事 勘 定 受 入	9,889,808	工 事 勘 定 受 入	2,572,000
	合 計	9,889,808	工 事 勘 定 受 入	1,270,000
日 本 専 売 公 社	資 本 勘 定 受 入	9,889,808	資 本 勘 定 受 入	585,000
	資 本 勘 定 受 入	9,889,808	資 本 勘 定 受 入	3,700,000
	合 計	9,889,808	資 本 勘 定 受 入	1,500,000
日 本 専 売 公 社	工 事 勘 定 受 入	9,889,808	工 事 勘 定 受 入	262,808
	工 事 勘 定 受 入	9,889,808	工 事 勘 定 受 入	9,889,808
	合 計	9,889,808	工 事 勘 定 受 入	9,889,808

五三八

[illegible]

住宅金融公庫	計	2,743,594	合	688,361
	事業益入金	3,190,000	事業損金	70,879
	住宅融資保険料収入	3,190,000	保 險	6,998
農林漁業金融公庫	事業益入金	15,875		
	事業益入金	15,875		
	住宅融資保険料収入	15,875		
中小企業金融公庫	事業益入金	66,863		
	事業益入金	62,500		
	住宅融資保険料収入	4,363		
北海道東北開発公庫	事業益入金	3,272,738	合	77,877
	事業益入金	786,363	事業損金	31,088
	住宅融資保険料収入	786,363		
北海道上野川開発公庫	事業益入金	3,789		
	事業益入金	3,287		
	住宅融資保険料収入	562		
北海道上野川開発公庫	事業益入金	790,152	合	31,088
	事業益入金	3,682,131	事業損金	56,313
	住宅融資保険料収入	3,682,131		
北海道上野川開発公庫	事業益入金	1,488		
	事業益入金	1,221		
	住宅融資保険料収入	267		
北海道上野川開発公庫	事業益入金	3,688,619	合	56,313
	事業益入金	581,250	事業損金	24,603
	住宅融資保険料収入	581,250		
北海道上野川開発公庫	事業益入金	1,727		
	事業益入金			
	住宅融資保険料収入			

公營企業金融公庫	合 計	事業益入金	事業用収入	事業損入金	計	24,608
事業益入金	582,977	1,578	149			
事業用収入	100	100				
事業損入金	8,622	8,622				
計	8,722	8,622				2,484
中小企業信用保険公庫	合 計	30	30			8,506
事業益入金	157,508	157,508				692,134
事業用収入	380,581	380,581				
事業損入金	150	150				
計	538,239					700,640
医療金融公庫	合 計	521,347	521,347			8,807
事業益入金	84	84				
事業用収入	521,431					8,807
事業損入金	461,427	461,427				272,744
環境衛生金融公庫	合 計					

沖繩振興開発金融公庫	雑 収 入	運 用 収 入	2,345	30	463,772	2,315	計	272,744
	業 益 金	業 益 収 入	60,074	60,074			事	5,946
	雑 収 入	業 益 収 入	540	540			合	
	計	業 益 収 入	60,614				計	5,946
日 本 開 発 銀 行	雑 収 入	運 用 収 入	3,551,558	3,551,558	7,261	5,057	事	478,683
	業 益 金	業 益 収 入					業	
	雑 収 入	業 益 収 入					損	
	計	業 益 収 入	3,558,819	2,204			計	478,683
日 本 輸 出 入 銀 行	雑 収 入	運 用 収 入	3,341,334	3,341,334	13,008	12,379	事	20,500
	業 益 金	業 益 収 入					業	
	雑 収 入	業 益 収 入					損	
	計	業 益 収 入	3,354,337	624			計	20,500

昭和四十八年三月三十日 衆議院會議録第二十号

昭和四十八年度一般会計暫定予算外二件 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

五四二

○議長(中村梅吉君) 委員長の報告を求めます。
予算委員長根本龍太郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔根本龍太郎君登壇〕

○根本龍太郎君 ただいま議題となりました昭和四十八年度一般会計暫定予算外二案につきまして、予算委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

この暫定予算三案は、昭和四十八年度総予算の年度内成立が困難なことをおもんばかって、昭和四十八年四月一日より十一日までの分について作成されたものでありまして、三月二十八日予算委員会に付託され、本日政府から提案理由の説明を聴取し、質疑を行なった後、採決をいたしましたものであります。

一般会計暫定予算の歳出は、七千三十九億円であります。生活扶助基準及び失対賃金の引き上げ、大学生の増募等、教育及び社会政策上放置することができないものを除きましては、新規施策にかかる経費は原則として計上してありません。また、歳入は四千五百四十三億円で、二千四百九

十六億円の歳出超過となっておりますが、国庫の資金繰りについては、必要に応じ、二千五百億円を限度として大蔵省証券を発行することとしたしております。

特別会計及び政府関係機関につきましても、一般会計の例に準じ暫定予算が作成されております。

次に、質疑は、暫定予算に関連して、国政諸般にわたり行なわれましたが、その詳細は会議録をごらん願うこととしてしまして、ここでは簡単に申し上げます。

まず、暫定予算の編成に関して、田中内閣として初めて取り組んだ本格的な予算である昭和四十八年度本予算の成立がおくれた政治責任についてただされました。

これに対し、「政府としては、これまで本予算の年度内成立を願ってきたのであるが、国際通貨問題という大きな新しい問題が生じて、国会で慎重かつ十分に審議してもらい必要があったために、暫定予算の編成を必要とするに至った」との趣旨の答弁がありました。

次に、市街化区域農地のいわゆる宅地並み課税について、「現状では昭和四十六年度の改正法は

四月一日より自動発効することになるが、これに対処するため、政府はいかなる措置を講ずるつもりか」との趣旨の質疑が行なわれ、これに対し、内閣総理大臣より、「政府としては、自由民主党と協議の結果、地方税法の一部改正案に対し、今明日中に、自民党修正案を地方行政委員長まで提出することに決定したので、了承してほしい」との答弁がありました。

次に、日本航空機製造株式会社の設立の目的と、防衛庁より同社に対する軍用輸送機の発注について質疑が行なわれ、政府より、「日航製にC1の試作を発注したことは、航空機工業振興法案審議の際の担当大臣の答弁及び国会の附帯決議の趣旨に反するところがあると認められるので、本件について政府においてすみやかに善処する」との答弁が行なわれました。

質疑は、以上のほか、企業の社会的責任と投機、買い占め及び公害、南ベトナムへの武器・弾薬の輸送、スト規制法の再検討、核兵器の保持と憲法の問題、沖縄のナイキハークリーズの非核化等の諸問題についても質疑があり、政府よりそれぞれ答弁が行なわれたのであります。

かくて、質疑終了後、暫定予算三案を一括して

採決を行ないましたところ、多数をもって政府原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(中村梅吉君) 三件を一括して採決いたします。

三件の委員長の報告はいずれも可決であります。三件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(中村梅吉君) 起立多数。よって、三件とも委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

日程第一 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(中村梅吉君) 日程第一、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十八年二月二日

内閣総理大臣 田中 角榮

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律
(昭和四十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「一万円」を「一万一千元」に改める。

第五条第一項第一号中「五十五歳」を「五十歳」に改め、同条第四項中「四千元」を「五千元」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。

2 昭和四十八年九月以前の月分の特別手当及び健康管理手当の額については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定による健康管理手当の支給要件に該当するものが、昭和四十八年十月三十一日まで同法第五条第二項の認定の申請をしたときは、その者に対する健康管理手当の支給は、同条第五項の規定にかかわらず、同月から始める。

昭和四十八年三月三十日 衆議院会議録第二十号

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 所得税法の一部を改正する法律案

五四三

法律の規定による健康管理手当の支給要件に該当していない者であつて、この法律による改正後の同法の規定による健康管理手当の支給要件に該当するものが、昭和四十八年十月三十一日まで同法第五条第二項の認定の申請をしたときは、その者に対する健康管理手当の支給は、同条第五項の規定にかかわらず、同月から始める。

理 由

原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、特別手当の額を引き上げるとともに、健康管理手当について、その支給の対象となる者の範囲を拡大し、及びその額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(中村梅吉君) 委員長の報告を求めます。

社会労働委員長田川誠一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔田川誠一君登壇〕

○田川誠一君 ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。本案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上をはかるため、特別手当の額を引き上げるとともに、健康管理手当の支給対象者の範囲を拡大し、その額を引き上げようとするもので、そのおもな内容は、第一に、特別手当の額を月額一万円から一万一千元に引き上げること。

第二に、健康管理手当の支給要件の年齢五十五歳以上を五十歳以上とするともに、その額を月額四千元から五千元に引き上げること。等であります。

本案は、去る二月二日本委員会に付託となり、昨二十九日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(中村梅吉君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○中山正暉君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、所得税法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(中村梅吉君) 中山正暉君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加せられました。

所得税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

所得税法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十八年一月三十一日

内閣総理大臣 田中 角榮

所得税法の一部を改正する法律

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十三号中「含む。」の下に「及びこれらに類する外国の信託」を加え、同項第二十三号を次のように改める。

昭和四十八年三月三十日 衆議院會議録第二十号 所得税法の一部を改正する法律案

二十三 変動所得 漁獲から生ずる所得、著作権の使用料に係る所得その他の所得で、年間の変動の著しいもののうち政令で定めるものをいう。

第二条第一項第三十二号中「三十二万円」を「三十四万円」に改め、同号に次のように加える。

ハ 職業訓練法人の行なう職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十四条第三項(職業訓練の認定)に規定する認定職業訓練を受ける者で政令で定める課程を履修するもの

第九条第一項第一号中「政令で定める当座預金の利子」を「当座預金の利子(政令で定めるものを除く。)」に改め、同項第十号中「による所得」の下に「その他これに類するものとして政令で定める所得」を加え、同項第十一号に次のように加える。

ニ ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利の譲渡に類するものとして政令で定める有価証券の譲渡による所得

第九条第一項第十八号を次のように改める。

十八 次に掲げる年金又は金品

イ 文化功労者年金法(昭和二十六年法律第二百二十五号)第八条第一項(年金)の規定による年金

ロ 日本学士院から恩賜賞又は日本学士院賞として交付される金品

ハ 日本芸術院から恩賜賞又は日本芸術院賞として交付される金品

ニ 學術に關する顯著な貢獻を表彰するものとして又は顯著な価値がある學術に關する研究を奨励するものとして、國、地方公共団体又は大蔵大臣の指定する団体若しくは基金から交付される金品(給与その他対価の性質を有するものを除く。で大蔵大臣の指定するもの)
ホ ノーベル基金からノーベル賞として交付される金品

ハ 外国、國際機關、國際団体又は大蔵大臣の指定する外國の団体若しくは基金から交付される金品でイからホまでに掲げる年金又は金品に類するもの(給与その他対価の性質を有するものを除く。のうちに大蔵大臣の指定するもの)

第九条第二項第三号中「イからハまで」を「イからニまで」に改める。

第二十八条第三項中「百十三万円」を「百六十六万円」に、「十三万円」を「十六万円」に、「二百十三万円」を「二百六十六万円」に、「三十三万円」を「四十六万円」に、「四百十三万円」を「六百六十六万円」に、「四十三万円」を「六十六万円」に、「五十三万円」を「七十六万円」に改め、同条第四項中「二百十三万円」を「二百六十六万円」に改める。

第二十九条第一号中「チ」とし、「トをチ」とし、「ロをハ」とし、「イの次に次のように加える。

ロ 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)

第三十条第三項第一号中「五万円」を「十万円」に改め、同項第二号中「五十万円」を「百万円」に、「十万円」を「二十万円」に改め、同項第三号中「百五十万円」を「三百万円」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同項第四号中「三百五十万円」を「六百万円」に、「三十万円」を「四十万円」に改め、同条第四項中「二十万円」を「四十万円」に、「五十万円」を「百万円」に改める。

第五十七条第三項第一号を次のように改める。

一 二十万円
第五十九条第一項第一号中「相続人に対する贈与で被相続人である贈与者の死亡により効力を生ずるものを除く」を「法人に対するものに限る」に、「包括遺贈のうち限定承認に係るもの以外のもの及び相続人に対する特定遺贈を除く」を「法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る」に改め、同項第二号中「譲渡」の下に「(法人に対するものに限る。)」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第二号の規定に該当し、かつ、前項の規定により第一項の規定の適用がなかつた場合において、同号に規定する対価の額が同項に規定する資産の移転」を「居住者が前項に規定する資産を個人に対し同項第二号に規定する対価の額により譲渡した場合において、当該対価の額が当該資産の譲渡に改め、同項を同条第二項とする。

第六十条第一項各号を次のように改める。
一 贈与、相続(限定承認に係るものを除く。)
又は遺贈(包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。)

二 前条第二項の規定に該当する譲渡
第六十条第二項中「前条第一項各号に掲げる贈与、相続若しくは遺贈又は譲渡」を「前条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈」に改め、「で同項の規定の適用があつたもの」を削る。

第六十五条の見出し中「割賦販売」を「割賦販売等」に改め、同条第一項中「たな卸資産の下に」又は「役務を加え、割賦販売」を「割賦販売等」に改め、同条第二項中「割賦販売」を「割賦販売等」に改め、「行なわれる販売の下に」又は「提供を加え、同条第三項中「割賦販売をしたたな卸資産」を「割賦販売等をしたたな卸資産又は役務」に改める。
第七十四条第二項第七号中「昭和四十五年法律第七十八号」を削る。
第七十八条第一項第一号中「百分の十五」を「百分の二十五」に改める。

第七十九条第一項及び第二項中「十二万円」を「十三万円」に、「十六万円」を「十九万円」に改める。

第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十二条第一項中「十二万円」を「十三万円」に改める。
第八十三条第一項中「二十万円」を「二十一万円」に改める。

第八十四条第一項中「十四万円」を「十六万円」に改め、同条第二項中「十六万円」を「十九万円」に改め、同条第三項中「十五万円」を「十八万円」に改める。

第八十六条第一項中「二十万円」を「二十一万円」に改める。

第百四条第一項、第百七条第一項及び第百十四条第四項中「三万円」を「三万円」に改める。

第百二十条第三項第二号中「(定義)」に掲げる生徒」又はハ(定義)に掲げる者」に、「当該生徒」を「これらの者に改める。

第百七十四条第一号中「利子等」の下に「郵便貯金の利子で政令で定めるものを除く。」を加える。

第百八十一条第一項中「利子等」の下に「郵便貯金の利子で政令で定めるものを除く。」を加え、同条第二項中「配当等」の下に「公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配を除く。」を加える。

第百八十七条及び第百九十条第二号ハ中「(定義)」に掲げる生徒」又はハ(定義)に掲げる者」に改める。

第百九十四条第三項中「(定義)」に掲げる生徒」又はハ(定義)に掲げる者」に、「当該生徒」を「これらの者に改める。

第二百七条に次の一項を加える。

第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請書の提出があつた日の属する月の翌月末日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、同日においてその承認があつたものとみなす。

第二百二十四条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、当該支払の取扱者は、政令で定めるところにより、当該告知書に記載されている事項を確認しなければならぬ。
別表第一第一号の表の職業訓練法人、職業訓練法人中央会及び職業訓練法人連合会の項中「昭和四十四年法律第六十四号」を削る。
別表第四から別表第六までを次のように改める。

別表第四 給与所得の源泉徴収税額表(月額表)

イ 甲 表
(一)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
36,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額の7 %に相当する金 額	
36,000	37,000	100	0	0	0	0	0	0	0	2,900	
37,000	38,000	180	0	0	0	0	0	0	0	3,000	
38,000	39,000	260	0	0	0	0	0	0	0	3,100	
39,000	40,000	340	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
40,000	41,000	420	0	0	0	0	0	0	0	3,300	
41,000	42,000	500	0	0	0	0	0	0	0	3,400	
42,000	43,000	580	0	0	0	0	0	0	0	3,500	
43,000	44,000	660	0	0	0	0	0	0	0	3,700	
44,000	45,000	740	0	0	0	0	0	0	0	3,800	
45,000	46,000	820	0	0	0	0	0	0	0	3,900	
46,000	47,000	900	0	0	0	0	0	0	0	4,000	
47,000	48,000	980	0	0	0	0	0	0	0	4,100	
48,000	49,000	1,060	0	0	0	0	0	0	0	4,200	
49,000	50,000	1,140	0	0	0	0	0	0	0	4,300	
50,000	51,000	1,220	0	0	0	0	0	0	0	4,500	
51,000	52,000	1,300	0	0	0	0	0	0	0	4,600	
52,000	53,000	1,380	0	0	0	0	0	0	0	4,800	
53,000	54,000	1,460	0	0	0	0	0	0	0	4,900	
54,000	55,000	1,540	0	0	0	0	0	0	0	5,000	
55,000	56,000	1,620	0	0	0	0	0	0	0	5,100	
56,000	57,000	1,700	0	0	0	0	0	0	0	5,300	
57,000	58,000	1,780	0	0	0	0	0	0	0	5,400	
58,000	59,000	1,860	110	0	0	0	0	0	0	5,600	
59,000	60,000	1,940	190	0	0	0	0	0	0	5,700	
60,000	61,000	2,020	270	0	0	0	0	0	0	5,900	
61,000	62,000	2,100	350	0	0	0	0	0	0	6,000	
62,000	63,000	2,180	430	0	0	0	0	0	0	6,200	
63,000	64,000	2,260	510	0	0	0	0	0	0	6,400	
64,000	65,000	2,340	590	0	0	0	0	0	0	6,500	
65,000	66,000	2,420	670	0	0	0	0	0	0	6,700	
66,000	67,000	2,500	750	0	0	0	0	0	0	6,900	
67,000	68,000	2,580	830	0	0	0	0	0	0	7,000	
68,000	69,000	2,660	910	0	0	0	0	0	0	7,200	
69,000	70,000	2,740	990	0	0	0	0	0	0	7,300	
70,000	71,000	2,820	1,070	0	0	0	0	0	0	7,500	
71,000	72,000	2,900	1,150	0	0	0	0	0	0	7,700	
72,000	73,000	2,980	1,230	0	0	0	0	0	0	7,800	
73,000	74,000	3,060	1,310	0	0	0	0	0	0	8,000	
74,000	75,000	3,140	1,390	0	0	0	0	0	0	8,200	
75,000	76,000	3,220	1,470	140	0	0	0	0	0	8,400	
76,000	77,000	3,300	1,550	220	0	0	0	0	0	8,600	
77,000	78,000	3,390	1,630	300	0	0	0	0	0	8,900	
78,000	79,000	3,490	1,710	380	0	0	0	0	0	9,100	
79,000	80,000	3,580	1,790	460	0	0	0	0	0	9,300	
80,000	81,000	3,680	1,870	540	0	0	0	0	0	9,500	

イ 甲
(二) 表

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
81,000	82,000	3,780	1,950	620	0	0	0	0	0	9,700	
82,000	83,000	3,870	2,030	700	0	0	0	0	0	9,900	
83,000	84,000	3,970	2,110	780	0	0	0	0	0	10,100	
84,000	85,000	4,060	2,190	860	0	0	0	0	0	10,300	
85,000	86,000	4,160	2,270	940	0	0	0	0	0	10,500	
86,000	87,000	4,260	2,350	1,020	0	0	0	0	0	10,700	
87,000	88,000	4,350	2,430	1,100	0	0	0	0	0	10,900	
88,000	89,000	4,450	2,510	1,180	0	0	0	0	0	11,100	
89,000	90,000	4,540	2,590	1,260	0	0	0	0	0	11,300	
90,000	91,000	4,640	2,670	1,340	0	0	0	0	0	11,500	
91,000	92,000	4,740	2,750	1,420	0	0	0	0	0	11,800	
92,000	93,000	4,830	2,830	1,500	170	0	0	0	0	12,000	
93,000	94,000	4,930	2,910	1,580	250	0	0	0	0	12,300	
94,000	95,000	5,020	2,990	1,660	330	0	0	0	0	12,500	
95,000	96,000	5,120	3,070	1,740	410	0	0	0	0	12,700	
96,000	97,000	5,220	3,150	1,820	490	0	0	0	0	13,000	
97,000	98,000	5,310	3,230	1,900	570	0	0	0	0	13,200	
98,000	99,000	5,410	3,310	1,980	650	0	0	0	0	13,500	
99,000	101,000	5,550	3,450	2,100	770	0	0	0	0	13,700	
101,000	103,000	5,740	3,640	2,260	930	0	0	0	0	13,700円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち100,000円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額	
103,000	105,000	5,940	3,840	2,420	1,090	0	0	0	0		
105,000	107,000	6,130	4,030	2,580	1,250	0	0	0	0		
107,000	109,000	6,320	4,220	2,740	1,410	0	0	0	0		
109,000	111,000	6,510	4,410	2,900	1,570	230	0	0	0		
111,000	113,000	6,700	4,600	3,060	1,730	390	0	0	0		
113,000	115,000	6,900	4,800	3,220	1,890	550	0	0	0		
115,000	117,000	7,090	4,990	3,390	2,050	710	0	0	0		
117,000	119,000	7,280	5,180	3,580	2,210	870	0	0	0		
119,000	121,000	7,500	5,370	3,770	2,370	1,030	0	0	0		
121,000	123,000	7,720	5,560	3,960	2,530	1,190	0	0	0		
123,000	125,000	7,940	5,760	4,160	2,690	1,350	0	0	0		
125,000	127,000	8,170	5,950	4,350	2,850	1,510	180	0	0		
127,000	129,000	8,390	6,140	4,540	3,010	1,670	340	0	0		
129,000	131,000	8,620	6,330	4,730	3,170	1,830	500	0	0		
131,000	133,000	8,840	6,520	4,920	3,330	1,990	660	0	0		
133,000	135,000	9,060	6,720	5,120	3,520	2,150	820	0	0		
135,000	137,000	9,290	6,910	5,310	3,710	2,310	980	0	0		
137,000	139,000	9,510	7,100	5,500	3,900	2,470	1,140	0	0		
139,000	141,000	9,760	7,310	5,710	4,110	2,650	1,320	0	0		
141,000	143,000	10,010	7,560	5,930	4,330	2,830	1,500	160	0		
143,000	145,000	10,260	7,810	6,140	4,540	3,010	1,680	340	0		
145,000	147,000	10,520	8,070	6,360	4,760	3,190	1,860	520	0		
147,000	149,000	10,770	8,320	6,580	4,980	3,380	2,040	700	0		
149,000	151,000	11,020	8,570	6,790	5,190	3,590	2,220	880	0		
151,000	153,000	11,270	8,820	7,010	5,410	3,810	2,400	1,060	0	34,700円	
153,000	155,000	11,520	9,070	7,220	5,620	4,020	2,580	1,240	0	34,700円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち150,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額	
155,000	157,000	11,780	9,330	7,460	5,840	4,240	2,760	1,420	0		
157,000	159,000	12,030	9,580	7,710	6,060	4,460	2,940	1,600	270		
159,000	161,000	12,320	9,830	7,960	6,270	4,670	3,120	1,780	450		
161,000	163,000	12,610	10,080	8,220	6,490	4,890	3,300	1,960	630		

昭和四十八年三月三十日 衆議院会議録第二十号 所得税法の一部を改正する法律案

イ 甲
(四) 表

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円 294,000 297,000	円 297,000 300,000	円 35,970 36,650	円 32,030 32,620	円 29,230 29,820	円 26,420 27,020	円 23,620 24,220	円 21,180 21,700	円 18,780 19,300	円 16,490 16,940	
300,000円		36,990	32,920	30,120	27,320	24,520	21,950	19,550	17,170	
300,000円をこえ 340,000円に満た ない金額		300,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 300,000円をこえる金額の24%に相当する金額を加算した金額								
340,000円		円 46,590	円 42,520	円 39,720	円 36,920	円 34,120	円 31,550	円 29,150	円 26,770	
340,000円をこえ 390,000円に満た ない金額		340,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 340,000円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額								
390,000円		円 60,090	円 56,020	円 53,220	円 50,420	円 47,620	円 45,050	円 42,650	円 40,270	
390,000円をこえ 440,000円に満た ない金額		390,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 390,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額								
440,000円		円 75,090	円 71,020	円 68,220	円 65,420	円 62,620	円 60,050	円 57,650	円 55,270	
440,000円をこえ 500,000円に満た ない金額		440,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 440,000円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額								
500,000円		円 95,490	円 91,420	円 88,620	円 85,820	円 83,020	円 80,450	円 78,050	円 75,670	
500,000円をこえ 580,000円に満た ない金額		500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 500,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額								
580,000円		円 125,890	円 121,820	円 119,020	円 116,220	円 113,420	円 110,850	円 108,450	円 106,070	
580,000円をこえ 670,000円に満た ない金額		580,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 580,000円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額								
670,000円		円 163,690	円 159,620	円 156,820	円 154,020	円 151,220	円 148,650	円 146,250	円 143,870	
670,000円をこえ 830,000円に満た ない金額		670,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 670,000円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額								
830,000円		円 237,290	円 233,220	円 230,420	円 227,620	円 224,820	円 222,250	円 219,850	円 217,470	
830,000円をこえ 1,080,000円に満た ない金額		830,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 830,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額								442,700円に、 その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のう ち830,000円を こえる金額の65

昭和四十八年三月三十日 衆議院会議録第二十号 所得税法の一部を改正する法律案

イ 甲 表
(五)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
1,080,000円		円 362,290	円 358,220	円 355,420	円 352,620	円 349,820	円 347,250	円 344,850	円 342,470	%に相当する金 額を加算した金 額
1,080,000円をこ え1,750,000円に 満たない金額		1,080,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち ち1,080,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額								
1,750,000円		円 730,790	円 726,720	円 723,920	円 721,120	円 718,320	円 715,750	円 713,350	円 710,970	
1,750,000円をこ える金額		1,750,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち ち1,750,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が7人をこえる場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人をこえ る1人ごとに1,600円を控除した金額										
従たる給与につ いての扶養控除 等申告書が提出 されている場合 には、当該申告 書に記載された 扶養親族等の数 に応じ、扶養親 族等1人ごとに 1,600円を、上 の各欄によつて 求めた税額から 控除した金額										

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者（乙表の適用を受ける居住者を除く。）については、
- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料（第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。以下同じ。）の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人をこえる1人ごとに1,600円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに1,600円を控除した金額）が、その求める税額である。

ロ 乙 表
(一)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
53,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0
53,000	54,000	130	0	0	0	0	0	0
54,000	55,000	210	0	0	0	0	0	0
55,000	56,000	290	0	0	0	0	0	0
56,000	57,000	370	0	0	0	0	0	0
57,000	58,000	450	0	0	0	0	0	0
58,000	59,000	530	0	0	0	0	0	0
59,000	60,000	610	0	0	0	0	0	0
60,000	61,000	690	0	0	0	0	0	0
61,000	62,000	770	0	0	0	0	0	0
62,000	63,000	850	0	0	0	0	0	0
63,000	64,000	930	0	0	0	0	0	0
64,000	65,000	1,010	0	0	0	0	0	0
65,000	66,000	1,090	0	0	0	0	0	0
66,000	67,000	1,170	0	0	0	0	0	0
67,000	68,000	1,250	0	0	0	0	0	0
68,000	69,000	1,330	0	0	0	0	0	0
69,000	70,000	1,410	0	0	0	0	0	0
70,000	71,000	1,490	160	0	0	0	0	0
71,000	72,000	1,570	240	0	0	0	0	0
72,000	73,000	1,650	320	0	0	0	0	0
73,000	74,000	1,730	400	0	0	0	0	0
74,000	75,000	1,810	480	0	0	0	0	0
75,000	76,000	1,890	560	0	0	0	0	0
76,000	77,000	1,970	640	0	0	0	0	0
77,000	78,000	2,050	720	0	0	0	0	0
78,000	79,000	2,130	800	0	0	0	0	0
79,000	80,000	2,210	880	0	0	0	0	0
80,000	81,000	2,290	960	0	0	0	0	0
81,000	82,000	2,370	1,040	0	0	0	0	0
82,000	83,000	2,450	1,120	0	0	0	0	0
83,000	84,000	2,530	1,200	0	0	0	0	0
84,000	85,000	2,610	1,280	0	0	0	0	0
85,000	86,000	2,690	1,360	0	0	0	0	0
86,000	87,000	2,770	1,440	100	0	0	0	0
87,000	88,000	2,850	1,520	180	0	0	0	0
88,000	89,000	2,930	1,600	260	0	0	0	0
89,000	90,000	3,010	1,680	340	0	0	0	0
90,000	91,000	3,090	1,760	420	0	0	0	0
91,000	92,000	3,170	1,840	500	0	0	0	0
92,000	93,000	3,250	1,920	580	0	0	0	0
93,000	94,000	3,330	2,000	660	0	0	0	0
94,000	95,000	3,420	2,080	740	0	0	0	0
95,000	96,000	3,520	2,160	820	0	0	0	0
96,000	97,000	3,620	2,240	900	0	0	0	0
97,000	98,000	3,710	2,320	980	0	0	0	0

昭和四十八年三月三十日 衆議院会議録第二十号 所得税法の一部を改正する法律案

ロ 乙 表
(二)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
98,000	99,000	3,810	2,400	1,060	0	0	0	0
99,000	101,000	3,950	2,520	1,180	0	0	0	0
101,000	103,000	4,140	2,680	1,340	0	0	0	0
103,000	105,000	4,340	2,840	1,500	170	0	0	0
105,000	107,000	4,530	3,000	1,660	330	0	0	0
107,000	109,000	4,720	3,160	1,820	490	0	0	0
109,000	111,000	4,910	3,320	1,980	650	0	0	0
111,000	113,000	5,100	3,500	2,140	810	0	0	0
113,000	115,000	5,300	3,700	2,300	970	0	0	0
115,000	117,000	5,490	3,890	2,460	1,130	0	0	0
117,000	119,000	5,680	4,080	2,620	1,290	0	0	0
119,000	121,000	5,870	4,270	2,780	1,450	120	0	0
121,000	123,000	6,060	4,460	2,940	1,610	280	0	0
123,000	125,000	6,260	4,660	3,100	1,770	440	0	0
125,000	127,000	6,450	4,850	3,260	1,930	600	0	0
127,000	129,000	6,640	5,040	3,440	2,090	760	0	0
129,000	131,000	6,830	5,230	3,630	2,250	920	0	0
131,000	133,000	7,020	5,420	3,820	2,410	1,080	0	0
133,000	135,000	7,220	5,620	4,020	2,570	1,240	0	0
135,000	137,000	7,420	5,810	4,210	2,730	1,400	0	0
137,000	139,000	7,650	6,000	4,400	2,890	1,560	220	0
139,000	141,000	7,890	6,210	4,610	3,070	1,730	400	0
141,000	143,000	8,150	6,430	4,830	3,250	1,910	580	0
143,000	145,000	8,400	6,640	5,040	3,440	2,090	760	0
145,000	147,000	8,650	6,860	5,260	3,660	2,270	940	0
147,000	149,000	8,900	7,080	5,480	3,880	2,450	1,120	0
149,000	151,000	9,150	7,290	5,690	4,090	2,630	1,300	0
151,000	153,000	9,410	7,540	5,910	4,310	2,810	1,480	150
153,000	155,000	9,660	7,790	6,120	4,520	2,990	1,660	330
155,000	157,000	9,910	8,040	6,340	4,740	3,170	1,840	510
157,000	159,000	10,160	8,290	6,560	4,960	3,360	2,020	690
159,000	161,000	10,410	8,550	6,770	5,170	3,570	2,200	870
161,000	163,000	10,670	8,800	6,990	5,390	3,790	2,380	1,050
163,000	165,000	10,920	9,050	7,200	5,600	4,000	2,560	1,230
165,000	167,000	11,170	9,300	7,440	5,820	4,220	2,740	1,410
167,000	169,000	11,420	9,550	7,690	6,040	4,440	2,920	1,590
169,000	171,000	11,670	9,810	7,940	6,250	4,650	3,100	1,770
171,000	173,000	11,930	10,060	8,190	6,470	4,870	3,280	1,950
173,000	175,000	12,200	10,310	8,440	6,680	5,080	3,480	2,130
175,000	177,000	12,490	10,560	8,700	6,900	5,300	3,700	2,310
177,000	179,000	12,780	10,810	8,950	7,120	5,520	3,920	2,490
179,000	181,000	13,070	11,070	9,200	7,330	5,730	4,130	2,670
181,000	183,000	13,350	11,320	9,450	7,580	5,950	4,350	2,850
183,000	185,000	13,640	11,570	9,700	7,840	6,160	4,560	3,030
185,000	187,000	13,930	11,820	9,960	8,090	6,380	4,780	3,210
187,000	189,000	14,220	12,090	10,210	8,340	6,600	5,000	3,400
189,000	191,000	14,510	12,370	10,460	8,590	6,810	5,210	3,610
191,000	193,000	14,790	12,660	10,710	8,840	7,030	5,430	3,830
193,000	195,000	15,080	12,950	10,960	9,100	7,240	5,640	4,040
195,000	197,000	15,370	13,240	11,220	9,350	7,480	5,860	4,260

乙 表
(三)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
197,000	199,000	15,660	13,530	11,470	9,600	7,730	6,080	4,480
199,000	201,000	15,950	13,810	11,720	9,850	7,990	6,290	4,690
201,000	204,000	16,310	14,170	12,040	10,170	8,300	6,560	4,960
204,000	207,000	16,740	14,610	12,470	10,550	8,680	6,890	5,290
207,000	210,000	17,170	15,040	12,900	10,920	9,060	7,210	5,610
210,000	213,000	17,640	15,470	13,340	11,300	9,440	7,570	5,930
213,000	216,000	18,120	15,900	13,770	11,680	9,810	7,950	6,260
216,000	219,000	18,610	16,330	14,200	12,070	10,190	8,320	6,580
219,000	222,000	19,090	16,770	14,630	12,500	10,570	8,700	6,910
222,000	225,000	19,580	17,200	15,060	12,930	10,950	9,080	7,230
225,000	228,000	20,070	17,670	15,500	13,360	11,330	9,460	7,590
228,000	231,000	20,550	18,150	15,930	13,790	11,700	9,840	7,970
231,000	234,000	21,040	18,640	16,360	14,230	12,090	10,210	8,350
234,000	237,000	21,520	19,120	16,790	14,660	12,520	10,590	8,730
237,000	240,000	22,010	19,610	17,220	15,090	12,960	10,970	9,100
240,000	243,000	22,500	20,100	17,700	15,520	13,390	11,350	9,480
243,000	246,000	22,980	20,580	18,180	15,950	13,820	11,730	9,860
246,000	249,000	23,490	21,070	18,670	16,390	14,250	12,120	10,240
249,000	252,000	24,060	21,550	19,150	16,820	14,680	12,550	10,620
252,000	255,000	24,620	22,040	19,640	17,250	15,120	12,980	10,990
255,000	258,000	25,190	22,530	20,130	17,730	15,550	13,420	11,370
258,000	261,000	25,760	23,010	20,610	18,210	15,980	13,850	11,750
261,000	264,000	26,330	23,530	21,100	18,700	16,410	14,280	12,150
264,000	267,000	26,920	24,110	21,600	19,200	16,860	14,730	12,600
267,000	270,000	27,510	24,710	22,120	19,720	17,320	15,180	13,050
270,000	273,000	28,110	25,310	22,630	20,230	17,830	15,640	13,510
273,000	276,000	28,710	25,910	23,140	20,740	18,340	16,100	13,960
276,000	279,000	29,310	26,510	23,710	21,250	18,850	16,550	14,420
279,000	282,000	29,910	27,110	24,310	21,770	19,370	17,010	14,880
282,000	285,000	30,510	27,710	24,910	22,280	19,880	17,480	15,330
285,000	288,000	31,100	28,300	25,500	22,790	20,390	17,990	15,790
288,000	291,000	31,700	28,900	26,100	23,310	20,910	18,510	16,240
291,000	294,000	32,300	29,500	26,700	23,900	21,420	19,020	16,700
294,000	297,000	32,900	30,100	27,300	24,500	21,930	19,530	17,160
297,000	300,000	33,500	30,700	27,900	25,100	22,450	20,050	17,650
300,000円		33,800	31,000	28,200	25,400	22,700	20,300	17,900
300,000円をこえ 340,000円に満た ない金額		300,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち300,000円をこえる金額の24%に相当する金額を加算した金額						
340,000円		円 43,400	円 40,600	円 37,800	円 35,000	円 32,300	円 29,900	円 27,500
340,000円をこえ 390,000円に満た ない金額		340,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち340,000円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額						

ロ 乙 表
(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	扶 養 親 族 の 数						
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上 未 満	税 額						
390,000円	円 56,900	円 54,100	円 51,300	円 48,500	円 45,800	円 43,400	円 41,000
390,000円をこえ 440,000円に満た ない金額	390,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち390,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額						
440,000円	円 71,900	円 69,100	円 66,300	円 63,500	円 60,800	円 58,400	円 56,000
440,000円をこえ 500,000円に満た ない金額	440,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち440,000円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額						
500,000円	円 92,300	円 89,500	円 86,700	円 83,900	円 81,200	円 78,800	円 76,400
500,000円をこえ 580,000円に満た ない金額	500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち500,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額						
580,000円	円 122,700	円 119,900	円 117,100	円 114,300	円 111,600	円 109,200	円 106,800
580,000円をこえ 670,000円に満た ない金額	580,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち580,000円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額						
670,000円	円 160,500	円 157,700	円 154,900	円 152,100	円 149,400	円 147,000	円 144,600
670,000円をこえ 830,000円に満た ない金額	670,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち670,000円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額						
830,000円	円 234,100	円 231,300	円 228,500	円 225,700	円 223,000	円 220,600	円 218,200
830,000円をこえ 1,080,000円に満た ない金額	830,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち830,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額						
1,080,000円	円 359,100	円 356,300	円 353,500	円 350,700	円 348,000	円 345,600	円 343,200
1,080,000円をこえ 1,750,000円に満た ない金額	1,080,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,080,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額						

ロ 乙 表
(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
1,750,000円		円 727,600	円 724,800	円 722,000	円 719,200	円 716,500	円 714,100	円 711,700
1,750,000 円をこえる金額		1,750,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,750,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額						
扶養親族の数が7人をこえる場合には、扶養親族の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに 1,600円を控除した金額								

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち次に掲げる者について、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

- (1) 当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある者
- (2) 当該申告書に控除対象配偶者及び扶養親族に関する記載がなく、かつ、その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある者（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当する者であるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた者に限る。）

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) (注)の(1)に掲げる居住者については、

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が7人をこえる1人ごとに1,600円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハに掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。

(二) (注)の(2)に掲げる居住者については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当するごとに扶養親族が1人あるものとして(一)の(2)により求めた金額が、その求める税額である。

別表第五 給与所得の源泉徴収税額表(日額表)

イ 甲 表
(一)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円 1,200	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
1,200	1,250	5	0	0	0	0	0	0	0	100	0
1,250	1,300	10	0	0	0	0	0	0	0	100	0
1,300	1,350	10	0	0	0	0	0	0	0	110	0
1,350	1,400	15	0	0	0	0	0	0	0	110	0
1,400	1,450	20	0	0	0	0	0	0	0	120	0
1,450	1,500	25	0	0	0	0	0	0	0	120	0
1,500	1,550	30	0	0	0	0	0	0	0	130	0
1,550	1,600	30	0	0	0	0	0	0	0	140	0
1,600	1,650	35	0	0	0	0	0	0	0	140	0
1,650	1,700	40	0	0	0	0	0	0	0	150	0
1,700	1,750	45	0	0	0	0	0	0	0	160	0
1,750	1,800	50	0	0	0	0	0	0	0	160	0
1,800	1,850	50	0	0	0	0	0	0	0	170	0
1,850	1,900	55	0	0	0	0	0	0	0	170	0
1,900	1,950	60	0	0	0	0	0	0	0	180	0
1,950	2,000	65	5	0	0	0	0	0	0	190	0
2,000	2,050	70	10	0	0	0	0	0	0	200	0
2,050	2,100	70	15	0	0	0	0	0	0	200	0
2,100	2,150	75	15	0	0	0	0	0	0	210	0
2,150	2,200	80	20	0	0	0	0	0	0	220	0
2,200	2,250	85	25	0	0	0	0	0	0	230	0
2,250	2,300	90	30	0	0	0	0	0	0	240	0
2,300	2,350	90	35	0	0	0	0	0	0	240	0
2,350	2,400	95	35	0	0	0	0	0	0	250	0
2,400	2,450	100	40	0	0	0	0	0	0	260	0
2,450	2,500	105	45	0	0	0	0	0	0	270	0
2,500	2,550	110	50	5	0	0	0	0	0	280	0
2,550	2,600	110	55	10	0	0	0	0	0	290	0
2,600	2,650	115	55	15	0	0	0	0	0	300	0
2,650	2,700	120	60	15	0	0	0	0	0	310	0
2,700	2,750	125	65	20	0	0	0	0	0	320	0
2,750	2,800	130	70	25	0	0	0	0	0	330	0
2,800	2,850	135	75	30	0	0	0	0	0	340	0
2,850	2,900	140	75	35	0	0	0	0	0	350	0
2,900	2,950	145	80	35	0	0	0	0	0	360	0
2,950	3,000	150	85	40	0	0	0	0	0	370	0
3,000	3,050	155	90	45	0	0	0	0	0	380	0
3,050	3,100	160	95	50	5	0	0	0	0	400	0
3,100	3,150	165	95	55	10	0	0	0	0	410	0
3,150	3,200	170	100	55	10	0	0	0	0	420	0
3,200	3,250	175	105	60	15	0	0	0	0	430	0
3,250	3,300	180	110	65	20	0	0	0	0	440	0
3,300	3,400	185	115	70	25	0	0	0	0	460	0
3,400	3,500	195	125	80	35	0	0	0	0	460	0
3,500	3,600	205	135	85	40	0	0	0	0	460	0

460 円 に、
その日の社
会保険料控

イ 甲 表
(二)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	除後の給与 等の金額の うち3,300 円をこえる 金額の42% に相当する 金額を加算 した金額	円
3,600	3,700	215	145	95	50	5	0	0	0	0	0
3,700	3,800	225	155	105	60	15	0	0	0	0	0
3,800	3,900	235	165	110	65	20	0	0	0	0	0
3,900	4,000	245	175	120	75	30	0	0	0	0	0
4,000	4,100	255	185	130	80	40	0	0	0	0	0
4,100	4,200	265	195	140	90	45	0	0	0	0	0
4,200	4,300	275	205	150	100	55	10	0	0	0	6
4,300	4,400	290	210	160	105	60	15	0	0	0	14
4,400	4,500	300	220	170	115	70	25	0	0	0	22
4,500	4,600	310	230	180	125	80	35	0	0	0	30
4,600	4,700	320	240	190	135	85	40	0	0	0	38
4,700	4,800	335	255	200	145	95	50	5	0	0	46
4,800	4,900	345	265	210	155	105	60	15	0	0	54
4,900	5,000	360	280	220	165	115	70	25	0	0	62
5,000	5,100	375	290	230	180	125	80	35	0	1,170円	70
5,100	5,200	385	305	240	190	135	85	40	0	1,170円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち5,000 円をこえる 金額の60% に相当する 金額を加算 した金額	78
5,200	5,300	400	315	255	200	145	95	50	5	5	86
5,300	5,400	410	330	265	210	155	105	60	15	15	94
5,400	5,500	425	340	280	220	170	115	70	25	25	102
5,500	5,600	440	355	290	230	180	125	80	35	35	110
5,600	5,700	455	365	305	245	190	135	85	45	45	118
5,700	5,800	470	380	315	255	200	145	95	50	50	126
5,800	5,900	485	390	330	265	210	160	105	60	60	134
5,900	6,000	500	405	340	280	220	170	115	70	70	142
6,000	6,100	515	420	355	290	235	180	125	80	80	150
6,100	6,200	525	435	365	305	245	190	135	90	90	160
6,200	6,300	540	450	380	320	255	200	145	95	95	170
6,300	6,400	555	460	390	330	270	210	160	105	105	180
6,400	6,500	570	475	405	345	280	220	170	115	115	190
6,500	6,600	585	490	420	355	295	235	180	125	125	201
6,600	6,700	600	505	435	370	305	245	190	135	135	212
6,700	6,800	620	520	450	380	320	255	200	150	150	223
6,800	6,900	635	535	465	395	330	270	210	160	160	234
6,900	7,000	650	550	480	405	345	280	225	170	170	244
7,000	7,100	665	565	490	420	355	295	235	180	180	255
7,100	7,200	685	580	505	435	370	305	245	190	190	266
7,200	7,300	700	595	520	450	380	320	255	200	200	277
7,300	7,400	715	610	535	465	395	330	270	215	215	288
7,400	7,500	730	625	550	480	405	345	280	225	225	298
7,500	7,600	745	640	565	495	420	355	295	235	235	309
7,600	7,700	765	660	580	505	435	370	305	245	245	320
7,700	7,800	780	675	595	520	450	380	320	255	255	331
7,800	7,900	800	690	610	535	465	395	330	270	270	343
7,900	8,000	820	705	625	550	480	410	345	285	285	355
8,000	8,100	840	725	645	565	495	420	355	295	295	368
8,100	8,200	855	740	660	580	510	435	370	310	310	380
8,200	8,300	875	755	675	595	520	450	385	320	320	393
8,300	8,400	895	770	690	610	535	465	395	335	335	406
8,400	8,500	915	790	710	630	550	480	410	345	345	418
8,500	8,600	930	810	725	645	565	495	425	360	360	431

昭和四十八年三月三十日 衆議院会議録第二十号 所得税法の一部を改正する法律案

イ 甲
(三) 表

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
8,600	8,700	950	830	740	660	580	510	440	370	443	
8,700	8,800	970	845	755	675	595	525	450	385	456	
8,800	8,900	990	865	775	695	615	540	465	395	469	
8,900	9,000	1,010	885	795	710	630	555	480	410	481	
9,000	9,100	1,030	905	815	725	645	570	495	425	494	
9,100	9,200	1,050	925	835	745	665	585	510	440	506	
9,200	9,300	1,070	945	855	760	680	600	530	455	519	
9,300	9,400	1,090	965	875	780	700	620	545	470	532	
9,400	9,500	1,110	985	895	800	715	635	560	485	544	
9,500	9,600	1,130	1,005	915	820	735	655	575	500	558	
9,600	9,700	1,150	1,025	935	840	750	670	590	515	573	
9,700	9,800	1,175	1,045	955	860	765	685	605	530	587	
9,800	9,900	1,200	1,065	975	880	785	705	625	550	602	
9,900	10,000	1,220	1,085	995	900	805	720	640	565	616	
10,000円		1,230	1,095	1,005	910	815	730	650	570	630	
10,000円をこえ 11,500円に満たない金額		10,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,000円をこえる金額の24%に相当する金額を加算した金額									630円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,000円をこえる金額の16%に相当する金額を加算した金額
11,500円		円 1,590	円 1,455	円 1,365	円 1,270	円 1,175	円 1,090	円 1,010	円 930	円 870	
11,500円をこえ 13,000円に満たない金額		11,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち11,500円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額									870円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち11,500円をこえる金額の18%に相当する金額を加算した金額
13,000円		円 1,995	円 1,860	円 1,770	円 1,675	円 1,580	円 1,495	円 1,415	円 1,335	円 1,140	
13,000円をこえ 15,000円に満たない金額		13,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち13,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額									1,140円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち13,000円をこえる金額の21%に相当する金額を加算した金額
15,000円		円 2,595	円 2,460	円 2,370	円 2,275	円 2,180	円 2,095	円 2,015	円 1,935		
15,000円をこえ 16,500円に満たない金額		15,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち15,000円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額									

イ 甲 表
(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲								乙	丙	
	扶 養 親 族 等 の 数										
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人			
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
16,500円		円 3,105	円 2,970	円 2,880	円 2,785	円 2,690	円 2,605	円 2,525	円 2,445	円 1,875	
16,500円をこえ 19,500円に満たない金額		16,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,500円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額								1,875円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,500円をこえる金額の24%に相当する金額を加算した金額	
19,500円		円 4,245	円 4,110	円 4,020	円 3,925	円 3,830	円 3,745	円 3,665	円 3,585	円 2,595	
19,500円をこえ 22,500円に満たない金額		19,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち19,500円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額								2,595円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち19,500円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額	
22,500円		円 5,505	円 5,370	円 5,280	円 5,185	円 5,090	円 5,005	円 4,925	円 4,845	円 3,405	
22,500円をこえ 27,500円に満たない金額		22,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち22,500円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額								3,405円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち22,500円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額	
27,500円		円 7,805	円 7,670	円 7,580	円 7,485	円 7,390	円 7,305	円 7,225	円 7,145	円 14,670	
27,500円をこえ 36,000円に満たない金額		27,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち27,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額								14,670円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち27,500円をこえる金額の65%に相当する金額を加算した金額	
36,000円		円 12,055	円 11,920	円 11,830	円 11,735	円 11,640	円 11,555	円 11,475	円 11,395		
36,000円をこえ 58,500円に満たない金額		36,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち36,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額									
58,500円		円 24,430	円 24,295	円 24,205	円 24,110	円 24,015	円 23,930	円 23,850	円 23,770		
58,500円をこえる金額		58,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち58,500円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額									

昭和四十八年三月三十日 衆議院会議録第二十号 所得税法の一部を改正する法律案

イ 甲 表
(五)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲							乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人		
以 上	未 満	税 額							税 額	税 額
扶養親族等の数が7人をこえる場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに55円を控除した金額									従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに55円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額	—

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者（乙表の適用を受ける居住者を除く。）については、
- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人をこえる1人ごとに55円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、
- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに55円を控除した金額）が、その求める税額である。
 - (2) 日雇労働者の受ける給与等（第百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等をいう。）については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

乙 表
 (一)

その日の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,750	円未満	0	0	0	0	0	0	0
1,750	1,800	5	0	0	0	0	0	0
1,800	1,850	5	0	0	0	0	0	0
1,850	1,900	10	0	0	0	0	0	0
1,900	1,950	15	0	0	0	0	0	0
1,950	2,000	20	0	0	0	0	0	0
2,000	2,050	25	0	0	0	0	0	0
2,050	2,100	25	0	0	0	0	0	0
2,100	2,150	30	0	0	0	0	0	0
2,150	2,200	35	0	0	0	0	0	0
2,200	2,250	40	0	0	0	0	0	0
2,250	2,300	45	0	0	0	0	0	0
2,300	2,350	45	5	0	0	0	0	0
2,350	2,400	50	5	0	0	0	0	0
2,400	2,450	55	10	0	0	0	0	0
2,450	2,500	60	15	0	0	0	0	0
2,500	2,550	65	20	0	0	0	0	0
2,550	2,600	65	25	0	0	0	0	0
2,600	2,650	70	25	0	0	0	0	0
2,650	2,700	75	30	0	0	0	0	0
2,700	2,750	80	35	0	0	0	0	0
2,750	2,800	85	40	0	0	0	0	0
2,800	2,850	85	45	0	0	0	0	0
2,850	2,900	90	45	0	0	0	0	0
2,900	2,950	95	50	5	0	0	0	0
2,950	3,000	100	55	10	0	0	0	0
3,000	3,050	105	60	15	0	0	0	0
3,050	3,100	105	65	20	0	0	0	0
3,100	3,150	110	65	20	0	0	0	0
3,150	3,200	115	70	25	0	0	0	0
3,200	3,250	120	75	30	0	0	0	0
3,250	3,300	125	80	35	0	0	0	0
3,300	3,400	135	85	40	0	0	0	0
3,400	3,500	145	95	50	5	0	0	0
3,500	3,600	150	100	55	10	0	0	0
3,600	3,700	160	110	65	20	0	0	0
3,700	3,800	170	120	70	30	0	0	0
3,800	3,900	180	130	80	35	0	0	0
3,900	4,000	190	135	90	45	0	0	0
4,000	4,100	200	145	95	50	5	0	0
4,100	4,200	210	155	105	60	15	0	0
4,200	4,300	220	165	115	70	25	0	0
4,300	4,400	230	175	120	75	30	0	0
4,400	4,500	240	185	130	85	40	0	0
4,500	4,600	250	195	140	90	45	5	0
4,600	4,700	260	205	150	100	55	10	0

昭和四十八年三月三十日 衆議院会議録第二十号 所得税法の一部を改正する法律案

表
 乙
 (二)

その日の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,700	4,800	275	215	160	110	65	20	0
4,800	4,900	285	225	175	120	75	30	0
4,900	5,000	300	235	185	130	80	40	0
5,000	5,100	310	250	195	140	90	45	0
5,100	5,200	325	260	205	150	100	55	10
5,200	5,300	335	275	215	165	110	65	20
5,300	5,400	350	285	225	175	120	75	30
5,400	5,500	360	300	240	185	130	85	40
5,500	5,600	375	310	250	195	140	90	45
5,600	5,700	385	325	260	205	155	100	55
5,700	5,800	400	335	275	215	165	110	65
5,800	5,900	415	350	285	230	175	120	75
5,900	6,000	425	360	300	240	185	130	85
6,000	6,100	440	375	310	250	195	140	90
6,100	6,200	455	385	325	260	205	155	100
6,200	6,300	470	400	335	275	215	165	110
6,300	6,400	485	415	350	285	230	175	120
6,400	6,500	500	430	360	300	240	185	130
6,500	6,600	515	440	375	310	250	195	145
6,600	6,700	530	455	385	325	265	205	155
6,700	6,800	540	470	400	340	275	220	165
6,800	6,900	555	485	415	350	290	230	175
6,900	7,000	570	500	430	365	300	240	185
7,000	7,100	585	515	445	375	315	250	195
7,100	7,200	605	530	455	390	325	265	210
7,200	7,300	620	545	470	400	340	275	220
7,300	7,400	635	555	485	415	350	290	230
7,400	7,500	650	570	500	430	365	300	240
7,500	7,600	665	585	515	445	375	315	250
7,600	7,700	685	605	530	460	390	325	265
7,700	7,800	700	620	545	475	400	340	275
7,800	7,900	715	635	560	485	415	350	290
7,900	8,000	730	650	575	500	430	365	300
8,000	8,100	750	670	590	515	445	375	315
8,100	8,200	765	685	605	530	460	390	325
8,200	8,300	780	700	620	545	475	400	340
8,300	8,400	800	715	635	560	490	415	350
8,400	8,500	820	735	655	575	500	430	365
8,500	8,600	840	750	670	590	515	445	380
8,600	8,700	860	765	685	605	530	460	390
8,700	8,800	875	785	700	620	545	475	405
8,800	8,900	895	805	720	640	560	490	420
8,900	9,000	915	825	735	655	575	505	435
9,000	9,100	935	845	750	670	590	520	450
9,100	9,200	955	865	770	690	610	535	465
9,200	9,300	975	880	790	705	625	550	480
9,300	9,400	995	900	810	725	645	565	495
9,400	9,500	1,015	920	830	740	660	580	510
9,500	9,600	1,035	940	850	760	680	600	525
9,600	9,700	1,055	960	870	775	695	615	540

乙 表
(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
円 9,700	円 9,800	円 1,075	円 980	円 890	円 795	円 710	円 630	円 555
9,800	9,900	1,095	1,000	910	815	730	650	570
9,900	10,000	1,115	1,020	930	835	745	665	585
10,000円		1,125	1,030	940	845	755	675	595
10,000円をこえ 11,500円に満た ない金額		10,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,000円をこえる金額の24%に相当する金額を加算した金額						
11,500円		円 1,485	円 1,390	円 1,300	円 1,205	円 1,115	円 1,035	円 955
11,500円をこえ 13,000円に満た ない金額		11,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち11,500円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額						
13,000円		円 1,890	円 1,795	円 1,705	円 1,610	円 1,520	円 1,440	円 1,360
13,000円をこえ 15,000円に満た ない金額		13,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち13,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額						
15,000円		円 2,490	円 2,395	円 2,305	円 2,210	円 2,120	円 2,040	円 1,960
15,000円をこえ 16,500円に満た ない金額		15,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち15,000円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額						
16,500円		円 3,000	円 2,905	円 2,815	円 2,720	円 2,630	円 2,550	円 2,470
16,500円をこえ 19,500円に満た ない金額		16,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,500円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額						
19,500円		円 4,140	円 4,045	円 3,955	円 3,860	円 3,770	円 3,690	円 3,610
19,500円をこえ 22,500円に満た ない金額		19,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち19,500円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額						
22,500円		円 5,400	円 5,305	円 5,215	円 5,120	円 5,030	円 4,950	円 4,870
22,500円をこえ 27,500円に満た ない金額		22,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち22,500円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額						

ロ 乙 表
(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
27,500円		円 7,700	円 7,605	円 7,515	円 7,420	円 7,330	円 7,250	円 7,170
27,500円をこえ 36,000円に満た ない金額		27,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち27,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額						
36,000円		円 11,950	円 11,855	円 11,765	円 11,670	円 11,580	円 11,500	円 11,420
36,000円をこえ 58,500円に満た ない金額		36,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち36,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額						
58,500円		円 24,325	円 24,230	円 24,140	円 24,045	円 23,955	円 23,875	円 23,795
58,500円をこえ る金額		58,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち58,500円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額						
扶養親族の数が7人をこえる場合には、扶養親族の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに55円を控除した金額								

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち次に掲げる者について、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

- (1) 当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある者
- (2) 当該申告書に控除対象配偶者及び扶養親族に関する記載がなく、かつ、その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある者（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当する者であるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた者に限る。）

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) (注)の(1)に掲げる居住者については、

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が7人をこえる1人ごとに55円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハに掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。

(二) (注)の(2)に掲げる居住者については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当するごとに扶養親族が1人あるものとして(一)の(2)により求めた金額が、その求める税額である。

等 の 数										乙	
4 人		5 人		6 人		7 人 以 上					
除 後 の 給 与 等 の 金 額											
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
83	千円未満	96	千円未満	108	千円未満	120	千円未満				
83	90	96	103	108	116	120	128				
90	97	103	111	116	124	128	137				
97	106	111	119	124	133	137	146				
106	130	119	139	133	151	146	164				
130	162	139	174	151	186	164	196			100	千円未満
162	194	174	203	186	213	196	224				
194	219	203	230	213	240	224	251				
219	245	230	255	240	266	251	279				
245	270	255	282	266	294	279	306				
270	300	282	312	294	323	306	335			100	130
300	333	312	345	323	356	335	368				
333	365	345	376	356	385	368	394				
365	387	376	397	385	407	394	417				
387	410	397	419	407	429	417	439				
410	431	419	441	429	451	439	461			130	170
431	469	441	478	451	488	461	498				
469	504	478	515	488	526	498	538				
504	552	515	563	526	575	538	586			170	210
552	621	563	633	575	646	586	658				
621	705	633	717	646	729	658	740			210	280
705	850	717	861	729	872	740	883				
850	1,138	861	1,151	872	1,165	883	1,178			280	360
1,138	1,805	1,151	1,818	1,165	1,831	1,178	1,845			360	580
1,805	3,471	1,818	3,485	1,831	3,498	1,845	3,511			580	1,120
3,471 千円以上		3,485 千円以上		3,498 千円以上		3,511 千円以上		1,120 千円以上			

額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金額を求

除料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

居住者を含む。）については、四に該当する場合を除き、

である。

又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給らず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項の規

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第六 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賞 与 の に べ る 金 額 に 乗 ず る 率	甲							
	扶 養		親		族			
	0	1	2	3				
	前 月 の 社 会 保 険 料 控							
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0	千円 27	千円 27千円未満	千円 44	千円 44千円未満	千円 57	千円 57千円未満	千円 70	千円 70千円未満
2	27	29	44	48	57	62	70	76
4	29	32	48	52	62	67	76	82
6	32	48	52	62	67	73	82	90
8	48	92	62	105	73	112	90	121
10	92	117	105	129	112	137	121	150
12	117	143	129	159	137	171	150	183
14	143	174	159	190	171	200	183	209
16	174	201	190	213	200	224	209	234
18	201	224	213	238	224	248	234	259
20	224	253	238	266	248	278	259	289
22	253	281	266	298	278	310	289	321
24	281	313	298	329	310	341	321	353
26	313	339	329	354	341	366	353	377
28	339	368	354	381	366	391	377	400
30	368	388	381	401	391	411	400	421
32	388	426	401	439	411	449	421	459
35	426	463	439	475	449	485	459	494
38	463	505	475	518	485	529	494	540
41	505	569	518	585	529	597	540	609
44	569	655	585	670	597	682	609	694
47	655	802	670	817	682	828	694	839
50	802	1,080	817	1,098	828	1,111	839	1,125
55	1,080	1,747	1,098	1,765	1,111	1,778	1,125	1,791
60	1,747	3,414	1,765	3,431	1,778	3,445	1,791	3,458
65	3,414千円以上		3,431千円以上		3,445千円以上		3,458千円以上	

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、(四)に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の金額を求め、

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額をこえる場合には、この表による定を含む。）により税額を計算する。

(五) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該

別表第七の附表

(一)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
以	上	除後の給与 等の金額	以	上	除後の給与 等の金額	以	上	除後の給与 等の金額
161,300	円未満	円 0	258,000	円 260,000	円 78,400	358,000	円 360,000	円 158,400
161,300	162,000	1,000	260,000	262,000	80,000	360,000	362,000	160,000
162,000	164,000	1,600	262,000	264,000	81,600	362,000	364,000	161,600
164,000	166,000	3,200	264,000	266,000	83,200	364,000	366,000	163,200
166,000	168,000	4,800	266,000	268,000	84,800	366,000	368,000	164,800
168,000	170,000	6,400	268,000	270,000	86,400	368,000	370,000	166,400
170,000	172,000	8,000	270,000	272,000	88,000	370,000	372,000	168,000
172,000	174,000	9,600	272,000	274,000	89,600	372,000	374,000	169,600
174,000	176,000	11,200	274,000	276,000	91,200	374,000	376,000	171,200
176,000	178,000	12,800	276,000	278,000	92,800	376,000	378,000	172,800
178,000	180,000	14,400	278,000	280,000	94,400	378,000	380,000	174,400
180,000	182,000	16,000	280,000	282,000	96,000	380,000	382,000	176,000
182,000	184,000	17,600	282,000	284,000	97,600	382,000	384,000	177,600
184,000	186,000	19,200	284,000	286,000	99,200	384,000	386,000	179,200
186,000	188,000	20,800	286,000	288,000	100,800	386,000	388,000	180,800
188,000	190,000	22,400	288,000	290,000	102,400	388,000	390,000	182,400
190,000	192,000	24,000	290,000	292,000	104,000	390,000	392,000	184,000
192,000	194,000	25,600	292,000	294,000	105,600	392,000	394,000	185,600
194,000	196,000	27,200	294,000	296,000	107,200	394,000	396,000	187,200
196,000	198,000	28,800	296,000	298,000	108,800	396,000	398,000	188,800
198,000	200,000	30,400	298,000	300,000	110,400	398,000	400,000	190,400
200,000	202,000	32,000	300,000	302,000	112,000	400,000	402,000	192,000
202,000	204,000	33,600	302,000	304,000	113,600	402,000	404,000	193,600
204,000	206,000	35,200	304,000	306,000	115,200	404,000	406,000	195,200
206,000	208,000	36,800	306,000	308,000	116,800	406,000	408,000	196,800
208,000	210,000	38,400	308,000	310,000	118,400	408,000	410,000	198,400
210,000	212,000	40,000	310,000	312,000	120,000	410,000	412,000	200,000
212,000	214,000	41,600	312,000	314,000	121,600	412,000	414,000	201,600
214,000	216,000	43,200	314,000	316,000	123,200	414,000	416,000	203,200
216,000	218,000	44,800	316,000	318,000	124,800	416,000	418,000	204,800
218,000	220,000	46,400	318,000	320,000	126,400	418,000	420,000	206,400
220,000	222,000	48,000	320,000	322,000	128,000	420,000	422,000	208,000
222,000	224,000	49,600	322,000	324,000	129,600	422,000	424,000	209,600
224,000	226,000	51,200	324,000	326,000	131,200	424,000	426,000	211,200
226,000	228,000	52,800	326,000	328,000	132,800	426,000	428,000	212,800
228,000	230,000	54,400	328,000	330,000	134,400	428,000	430,000	214,400
230,000	232,000	56,000	330,000	332,000	136,000	430,000	432,000	216,000
232,000	234,000	57,600	332,000	334,000	137,600	432,000	434,000	217,600
234,000	236,000	59,200	334,000	336,000	139,200	434,000	436,000	219,200
236,000	238,000	60,800	336,000	338,000	140,800	436,000	438,000	220,800
238,000	240,000	62,400	338,000	340,000	142,400	438,000	440,000	222,400
240,000	242,000	64,000	340,000	342,000	144,000	440,000	442,000	224,000
242,000	244,000	65,600	342,000	344,000	145,600	442,000	444,000	225,600
244,000	246,000	67,200	344,000	346,000	147,200	444,000	446,000	227,200
246,000	248,000	68,800	346,000	348,000	148,800	446,000	448,000	228,800
248,000	250,000	70,400	348,000	350,000	150,400	448,000	450,000	230,400
250,000	252,000	72,000	350,000	352,000	152,000	450,000	452,000	232,000
252,000	254,000	73,600	352,000	354,000	153,600	452,000	454,000	233,600
254,000	256,000	75,200	354,000	356,000	155,200	454,000	456,000	235,200
256,000	258,000	76,800	356,000	358,000	156,800	456,000	458,000	236,800

別表第七の表中「4,270,000」を「4,088,000」とし、「383,000」を「798,400」と改め、同表の備考「中」(「定額」に掲げる生徒)又は「(定額」に掲げる者)は、「120,000円」を「130,000円」とし、「160,000円」を「190,000円」と改める。

別表第七の附表を次のように改める。

昭和四十八年三月三十日 衆議院会議録第二十号 所得税法の一部を改正する法律案

(二)

給 与 等 の 金 額		給与所得控		給 与 等 の 金 額		給与所得控		給 与 等 の 金 額		給与所得控	
除後の給与		除後の給与		除後の給与		除後の給与		除後の給与		除後の給与	
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
等	の金額	等	の金額	等	の金額	等	の金額	等	の金額	等	の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
458,000	460,000	238,400	558,000	560,000	318,400	658,000	660,000	398,400			
460,000	462,000	240,000	560,000	562,000	320,000	660,000	662,000	400,000			
462,000	464,000	241,600	562,000	564,000	321,600	662,000	664,000	401,600			
464,000	466,000	243,200	564,000	566,000	323,200	664,000	666,000	403,200			
466,000	468,000	244,800	566,000	568,000	324,800	666,000	668,000	404,800			
468,000	470,000	246,400	568,000	570,000	326,400	668,000	670,000	406,400			
470,000	472,000	248,000	570,000	572,000	328,000	670,000	672,000	408,000			
472,000	474,000	249,600	572,000	574,000	329,600	672,000	674,000	409,600			
474,000	476,000	251,200	574,000	576,000	331,200	674,000	676,000	411,200			
476,000	478,000	252,800	576,000	578,000	332,800	676,000	678,000	412,800			
478,000	480,000	254,400	578,000	580,000	334,400	678,000	680,000	414,400			
480,000	482,000	256,000	580,000	582,000	336,000	680,000	682,000	416,000			
482,000	484,000	257,600	582,000	584,000	337,600	682,000	684,000	417,600			
484,000	486,000	259,200	584,000	586,000	339,200	684,000	686,000	419,200			
486,000	488,000	260,800	586,000	588,000	340,800	686,000	688,000	420,800			
488,000	490,000	262,400	588,000	590,000	342,400	688,000	690,000	422,400			
490,000	492,000	264,000	590,000	592,000	344,000	690,000	692,000	424,000			
492,000	494,000	265,600	592,000	594,000	345,600	692,000	694,000	425,600			
494,000	496,000	267,200	594,000	596,000	347,200	694,000	696,000	427,200			
496,000	498,000	268,800	596,000	598,000	348,800	696,000	698,000	428,800			
498,000	500,000	270,400	598,000	600,000	350,400	698,000	700,000	430,400			
500,000	502,000	272,000	600,000	602,000	352,000	700,000	702,000	432,000			
502,000	504,000	273,600	602,000	604,000	353,600	702,000	704,000	433,600			
504,000	506,000	275,200	604,000	606,000	355,200	704,000	706,000	435,200			
506,000	508,000	276,800	606,000	608,000	356,800	706,000	708,000	436,800			
508,000	510,000	278,400	608,000	610,000	358,400	708,000	710,000	438,400			
510,000	512,000	280,000	610,000	612,000	360,000	710,000	712,000	440,000			
512,000	514,000	281,600	612,000	614,000	361,600	712,000	714,000	441,600			
514,000	516,000	283,200	614,000	616,000	363,200	714,000	716,000	443,200			
516,000	518,000	284,800	616,000	618,000	364,800	716,000	718,000	444,800			
518,000	520,000	286,400	618,000	620,000	366,400	718,000	720,000	446,400			
520,000	522,000	288,000	620,000	622,000	368,000	720,000	722,000	448,000			
522,000	524,000	289,600	622,000	624,000	369,600	722,000	724,000	449,600			
524,000	526,000	291,200	624,000	626,000	371,200	724,000	726,000	451,200			
526,000	528,000	292,800	626,000	628,000	372,800	726,000	728,000	452,800			
528,000	530,000	294,400	628,000	630,000	374,400	728,000	730,000	454,400			
530,000	532,000	296,000	630,000	632,000	376,000	730,000	732,000	456,000			
532,000	534,000	297,600	632,000	634,000	377,600	732,000	734,000	457,600			
534,000	536,000	299,200	634,000	636,000	379,200	734,000	736,000	459,200			
536,000	538,000	300,800	636,000	638,000	380,800	736,000	738,000	460,800			
538,000	540,000	302,400	638,000	640,000	382,400	738,000	740,000	462,400			
540,000	542,000	304,000	640,000	642,000	384,000	740,000	742,000	464,000			
542,000	544,000	305,600	642,000	644,000	385,600	742,000	744,000	465,600			
544,000	546,000	307,200	644,000	646,000	387,200	744,000	746,000	467,200			
546,000	548,000	308,800	646,000	648,000	388,800	746,000	748,000	468,800			
548,000	550,000	310,400	648,000	650,000	390,400	748,000	750,000	470,400			
550,000	552,000	312,000	650,000	652,000	392,000	750,000	752,000	472,000			
552,000	554,000	313,600	652,000	654,000	393,600	752,000	754,000	473,600			
554,000	556,000	315,200	654,000	656,000	395,200	754,000	756,000	475,200			
556,000	558,000	316,800	656,000	658,000	396,800	756,000	758,000	476,800			

(三)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
758,000	760,000	478,400	858,000	860,000	558,400	958,000	960,000	638,400
760,000	762,000	480,000	860,000	862,000	560,000	960,000	962,000	640,000
762,000	764,000	481,600	862,000	864,000	561,600	962,000	964,000	641,600
764,000	766,000	483,200	864,000	866,000	563,200	964,000	966,000	643,200
766,000	768,000	484,800	866,000	868,000	564,800	966,000	968,000	644,800
768,000	770,000	486,400	868,000	870,000	566,400	968,000	970,000	646,400
770,000	772,000	488,000	870,000	872,000	568,000	970,000	972,000	648,000
772,000	774,000	489,600	872,000	874,000	569,600	972,000	974,000	649,600
774,000	776,000	491,200	874,000	876,000	571,200	974,000	976,000	651,200
776,000	778,000	492,800	876,000	878,000	572,800	976,000	978,000	652,800
778,000	780,000	494,400	878,000	880,000	574,400	978,000	980,000	654,400
780,000	782,000	496,000	880,000	882,000	576,000	980,000	982,000	656,000
782,000	784,000	497,600	882,000	884,000	577,600	982,000	984,000	657,600
784,000	786,000	499,200	884,000	886,000	579,200	984,000	986,000	659,200
786,000	788,000	500,800	886,000	888,000	580,800	986,000	988,000	660,800
788,000	790,000	502,400	888,000	890,000	582,400	988,000	990,000	662,400
790,000	792,000	504,000	890,000	892,000	584,000	990,000	992,000	664,000
792,000	794,000	505,600	892,000	894,000	585,600	992,000	994,000	665,600
794,000	796,000	507,200	894,000	896,000	587,200	994,000	996,000	667,200
796,000	798,000	508,800	896,000	898,000	588,800	996,000	998,000	668,800
798,000	800,000	510,400	898,000	900,000	590,400	998,000	1,000,000	670,400
800,000	802,000	512,000	900,000	902,000	592,000	1,000,000	1,002,000	672,000
802,000	804,000	513,600	902,000	904,000	593,600	1,002,000	1,004,000	673,600
804,000	806,000	515,200	904,000	906,000	595,200	1,004,000	1,006,000	675,200
806,000	808,000	516,800	906,000	908,000	596,800	1,006,000	1,008,000	676,800
808,000	810,000	518,400	908,000	910,000	598,400	1,008,000	1,010,000	678,400
810,000	812,000	520,000	910,000	912,000	600,000	1,010,000	1,012,000	680,000
812,000	814,000	521,600	912,000	914,000	601,600	1,012,000	1,014,000	681,600
814,000	816,000	523,200	914,000	916,000	603,200	1,014,000	1,016,000	683,200
816,000	818,000	524,800	916,000	918,000	604,800	1,016,000	1,018,000	684,800
818,000	820,000	526,400	918,000	920,000	606,400	1,018,000	1,020,000	686,400
820,000	822,000	528,000	920,000	922,000	608,000	1,020,000	1,022,000	688,000
822,000	824,000	529,600	922,000	924,000	609,600	1,022,000	1,024,000	689,600
824,000	826,000	531,200	924,000	926,000	611,200	1,024,000	1,026,000	691,200
826,000	828,000	532,800	926,000	928,000	612,800	1,026,000	1,028,000	692,800
828,000	830,000	534,400	928,000	930,000	614,400	1,028,000	1,030,000	694,400
830,000	832,000	536,000	930,000	932,000	616,000	1,030,000	1,032,000	696,000
832,000	834,000	537,600	932,000	934,000	617,600	1,032,000	1,034,000	697,600
834,000	836,000	539,200	934,000	936,000	619,200	1,034,000	1,036,000	699,200
836,000	838,000	540,800	936,000	938,000	620,800	1,036,000	1,038,000	700,800
838,000	840,000	542,400	938,000	940,000	622,400	1,038,000	1,040,000	702,400
840,000	842,000	544,000	940,000	942,000	624,000	1,040,000	1,042,000	704,000
842,000	844,000	545,600	942,000	944,000	625,600	1,042,000	1,044,000	705,600
844,000	846,000	547,200	944,000	946,000	627,200	1,044,000	1,046,000	707,200
846,000	848,000	548,800	946,000	948,000	628,800	1,046,000	1,048,000	708,800
848,000	850,000	550,400	948,000	950,000	630,400	1,048,000	1,050,000	710,400
850,000	852,000	552,000	950,000	952,000	632,000	1,050,000	1,052,000	712,000
852,000	854,000	553,600	952,000	954,000	633,600	1,052,000	1,054,000	713,600
854,000	856,000	555,200	954,000	956,000	635,200	1,054,000	1,056,000	715,200
856,000	858,000	556,800	956,000	958,000	636,800	1,056,000	1,058,000	716,800

昭和四十八年三月三十日 衆議院會議録第二十号 所得税法の一部を改正する法律案

(四)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
以	上	除後の給与 等の金額	以	上	除後の給与 等の金額	以	上	除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,058,000	1,060,000	718,400	1,158,000	1,160,000	798,400	1,258,000	1,260,000	878,400
1,060,000	1,062,000	720,000	1,160,000	1,162,000	800,000	1,260,000	1,262,000	880,000
1,062,000	1,064,000	721,600	1,162,000	1,164,000	801,600	1,262,000	1,264,000	881,600
1,064,000	1,066,000	723,200	1,164,000	1,166,000	803,200	1,264,000	1,266,000	883,200
1,066,000	1,068,000	724,800	1,166,000	1,168,000	804,800	1,266,000	1,268,000	884,800
1,068,000	1,070,000	726,400	1,168,000	1,170,000	806,400	1,268,000	1,270,000	886,400
1,070,000	1,072,000	728,000	1,170,000	1,172,000	808,000	1,270,000	1,272,000	888,000
1,072,000	1,074,000	729,600	1,172,000	1,174,000	809,600	1,272,000	1,274,000	889,600
1,074,000	1,076,000	731,200	1,174,000	1,176,000	811,200	1,274,000	1,276,000	891,200
1,076,000	1,078,000	732,800	1,176,000	1,178,000	812,800	1,276,000	1,278,000	892,800
1,078,000	1,080,000	734,400	1,178,000	1,180,000	814,400	1,278,000	1,280,000	894,400
1,080,000	1,082,000	736,000	1,180,000	1,182,000	816,000	1,280,000	1,282,000	896,000
1,082,000	1,084,000	737,600	1,182,000	1,184,000	817,600	1,282,000	1,284,000	897,600
1,084,000	1,086,000	739,200	1,184,000	1,186,000	819,200	1,284,000	1,286,000	899,200
1,086,000	1,088,000	740,800	1,186,000	1,188,000	820,800	1,286,000	1,288,000	900,800
1,088,000	1,090,000	742,400	1,188,000	1,190,000	822,400	1,288,000	1,290,000	902,400
1,090,000	1,092,000	744,000	1,190,000	1,192,000	824,000	1,290,000	1,292,000	904,000
1,092,000	1,094,000	745,600	1,192,000	1,194,000	825,600	1,292,000	1,294,000	905,600
1,094,000	1,096,000	747,200	1,194,000	1,196,000	827,200	1,294,000	1,296,000	907,200
1,096,000	1,098,000	748,800	1,196,000	1,198,000	828,800	1,296,000	1,298,000	908,800
1,098,000	1,100,000	750,400	1,198,000	1,200,000	830,400	1,298,000	1,300,000	910,400
1,100,000	1,102,000	752,000	1,200,000	1,202,000	832,000	1,300,000	1,302,000	912,000
1,102,000	1,104,000	753,600	1,202,000	1,204,000	833,600	1,302,000	1,304,000	913,600
1,104,000	1,106,000	755,200	1,204,000	1,206,000	835,200	1,304,000	1,306,000	915,200
1,106,000	1,108,000	756,800	1,206,000	1,208,000	836,800	1,306,000	1,308,000	916,800
1,108,000	1,110,000	758,400	1,208,000	1,210,000	838,400	1,308,000	1,310,000	918,400
1,110,000	1,112,000	760,000	1,210,000	1,212,000	840,000	1,310,000	1,312,000	920,000
1,112,000	1,114,000	761,600	1,212,000	1,214,000	841,600	1,312,000	1,314,000	921,600
1,114,000	1,116,000	763,200	1,214,000	1,216,000	843,200	1,314,000	1,316,000	923,200
1,116,000	1,118,000	764,800	1,216,000	1,218,000	844,800	1,316,000	1,318,000	924,800
1,118,000	1,120,000	766,400	1,218,000	1,220,000	846,400	1,318,000	1,320,000	926,400
1,120,000	1,122,000	768,000	1,220,000	1,222,000	848,000	1,320,000	1,322,000	928,000
1,122,000	1,124,000	769,600	1,222,000	1,224,000	849,600	1,322,000	1,324,000	929,600
1,124,000	1,126,000	771,200	1,224,000	1,226,000	851,200	1,324,000	1,326,000	931,200
1,126,000	1,128,000	772,800	1,226,000	1,228,000	852,800	1,326,000	1,328,000	932,800
1,128,000	1,130,000	774,400	1,228,000	1,230,000	854,400	1,328,000	1,330,000	934,400
1,130,000	1,132,000	776,000	1,230,000	1,232,000	856,000	1,330,000	1,332,000	936,000
1,132,000	1,134,000	777,600	1,232,000	1,234,000	857,600	1,332,000	1,334,000	937,600
1,134,000	1,136,000	779,200	1,234,000	1,236,000	859,200	1,334,000	1,336,000	939,200
1,136,000	1,138,000	780,800	1,236,000	1,238,000	860,800	1,336,000	1,338,000	940,800
1,138,000	1,140,000	782,400	1,238,000	1,240,000	862,400	1,338,000	1,340,000	942,400
1,140,000	1,142,000	784,000	1,240,000	1,242,000	864,000	1,340,000	1,342,000	944,000
1,142,000	1,144,000	785,600	1,242,000	1,244,000	865,600	1,342,000	1,344,000	945,600
1,144,000	1,146,000	787,200	1,244,000	1,246,000	867,200	1,344,000	1,346,000	947,200
1,146,000	1,148,000	788,800	1,246,000	1,248,000	868,800	1,346,000	1,348,000	948,800
1,148,000	1,150,000	790,400	1,248,000	1,250,000	870,400	1,348,000	1,350,000	950,400
1,150,000	1,152,000	792,000	1,250,000	1,252,000	872,000	1,350,000	1,352,000	952,000
1,152,000	1,154,000	793,600	1,252,000	1,254,000	873,600	1,352,000	1,354,000	953,600
1,154,000	1,156,000	795,200	1,254,000	1,256,000	875,200	1,354,000	1,356,000	955,200
1,156,000	1,158,000	796,800	1,256,000	1,258,000	876,800	1,356,000	1,358,000	956,800

(五)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
以	上	除後の給与 等の金額	以	上	除後の給与 等の金額	以	上	除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,358,000	1,360,000	958,400	1,458,000	1,460,000	1,038,400	1,558,000	1,560,000	1,118,400
1,360,000	1,362,000	960,000	1,460,000	1,462,000	1,040,000	1,560,000	1,562,000	1,120,000
1,362,000	1,364,000	961,600	1,462,000	1,464,000	1,041,600	1,562,000	1,564,000	1,121,600
1,364,000	1,366,000	963,200	1,464,000	1,466,000	1,043,200	1,564,000	1,566,000	1,123,200
1,366,000	1,368,000	964,800	1,466,000	1,468,000	1,044,800	1,566,000	1,568,000	1,124,800
1,368,000	1,370,000	966,400	1,468,000	1,470,000	1,046,400	1,568,000	1,570,000	1,126,400
1,370,000	1,372,000	968,000	1,470,000	1,472,000	1,048,000	1,570,000	1,572,000	1,128,000
1,372,000	1,374,000	969,600	1,472,000	1,474,000	1,049,600	1,572,000	1,574,000	1,129,600
1,374,000	1,376,000	971,200	1,474,000	1,476,000	1,051,200	1,574,000	1,576,000	1,131,200
1,376,000	1,378,000	972,800	1,476,000	1,478,000	1,052,800	1,576,000	1,578,000	1,132,800
1,378,000	1,380,000	974,400	1,478,000	1,480,000	1,054,400	1,578,000	1,580,000	1,134,400
1,380,000	1,382,000	976,000	1,480,000	1,482,000	1,056,000	1,580,000	1,582,000	1,136,000
1,382,000	1,384,000	977,600	1,482,000	1,484,000	1,057,600	1,582,000	1,584,000	1,137,600
1,384,000	1,386,000	979,200	1,484,000	1,486,000	1,059,200	1,584,000	1,586,000	1,139,200
1,386,000	1,388,000	980,800	1,486,000	1,488,000	1,060,800	1,586,000	1,588,000	1,140,800
1,388,000	1,390,000	982,400	1,488,000	1,490,000	1,062,400	1,588,000	1,590,000	1,142,400
1,390,000	1,392,000	984,000	1,490,000	1,492,000	1,064,000	1,590,000	1,592,000	1,144,000
1,392,000	1,394,000	985,600	1,492,000	1,494,000	1,065,600	1,592,000	1,594,000	1,145,600
1,394,000	1,396,000	987,200	1,494,000	1,496,000	1,067,200	1,594,000	1,596,000	1,147,200
1,396,000	1,398,000	988,800	1,496,000	1,498,000	1,068,800	1,596,000	1,598,000	1,148,800
1,398,000	1,400,000	990,400	1,498,000	1,500,000	1,070,400	1,598,000	1,600,000	1,150,400
1,400,000	1,402,000	992,000	1,500,000	1,502,000	1,072,000	1,600,000	1,602,000	1,152,000
1,402,000	1,404,000	993,600	1,502,000	1,504,000	1,073,600	1,602,000	1,604,000	1,153,600
1,404,000	1,406,000	995,200	1,504,000	1,506,000	1,075,200	1,604,000	1,606,000	1,155,200
1,406,000	1,408,000	996,800	1,506,000	1,508,000	1,076,800	1,606,000	1,608,000	1,156,800
1,408,000	1,410,000	998,400	1,508,000	1,510,000	1,078,400	1,608,000	1,610,000	1,158,400
1,410,000	1,412,000	1,000,000	1,510,000	1,512,000	1,080,000	1,610,000	1,612,000	1,160,000
1,412,000	1,414,000	1,001,600	1,512,000	1,514,000	1,081,600	1,612,000	1,614,000	1,161,600
1,414,000	1,416,000	1,003,200	1,514,000	1,516,000	1,083,200	1,614,000	1,616,000	1,163,200
1,416,000	1,418,000	1,004,800	1,516,000	1,518,000	1,084,800	1,616,000	1,618,000	1,164,800
1,418,000	1,420,000	1,006,400	1,518,000	1,520,000	1,086,400	1,618,000	1,620,000	1,166,400
1,420,000	1,422,000	1,008,000	1,520,000	1,522,000	1,088,000	1,620,000	1,622,000	1,168,000
1,422,000	1,424,000	1,009,600	1,522,000	1,524,000	1,089,600	1,622,000	1,624,000	1,169,600
1,424,000	1,426,000	1,011,200	1,524,000	1,526,000	1,091,200	1,624,000	1,626,000	1,171,200
1,426,000	1,428,000	1,012,800	1,526,000	1,528,000	1,092,800	1,626,000	1,628,000	1,172,800
1,428,000	1,430,000	1,014,400	1,528,000	1,530,000	1,094,400	1,628,000	1,630,000	1,174,400
1,430,000	1,432,000	1,016,000	1,530,000	1,532,000	1,096,000	1,630,000	1,632,000	1,176,000
1,432,000	1,434,000	1,017,600	1,532,000	1,534,000	1,097,600	1,632,000	1,634,000	1,177,600
1,434,000	1,436,000	1,019,200	1,534,000	1,536,000	1,099,200	1,634,000	1,636,000	1,179,200
1,436,000	1,438,000	1,020,800	1,536,000	1,538,000	1,100,800	1,636,000	1,638,000	1,180,800
1,438,000	1,440,000	1,022,400	1,538,000	1,540,000	1,102,400	1,638,000	1,640,000	1,182,400
1,440,000	1,442,000	1,024,000	1,540,000	1,542,000	1,104,000	1,640,000	1,642,000	1,184,000
1,442,000	1,444,000	1,025,600	1,542,000	1,544,000	1,105,600	1,642,000	1,644,000	1,185,600
1,444,000	1,446,000	1,027,200	1,544,000	1,546,000	1,107,200	1,644,000	1,646,000	1,187,200
1,446,000	1,448,000	1,028,800	1,546,000	1,548,000	1,108,800	1,646,000	1,648,000	1,188,800
1,448,000	1,450,000	1,030,400	1,548,000	1,550,000	1,110,400	1,648,000	1,650,000	1,190,400
1,450,000	1,452,000	1,032,000	1,550,000	1,552,000	1,112,000	1,650,000	1,652,000	1,192,000
1,452,000	1,454,000	1,033,600	1,552,000	1,554,000	1,113,600	1,652,000	1,654,000	1,193,600
1,454,000	1,456,000	1,035,200	1,554,000	1,556,000	1,115,200	1,654,000	1,656,000	1,195,200
1,456,000	1,458,000	1,036,800	1,556,000	1,558,000	1,116,800	1,656,000	1,658,000	1,196,800

昭和四十八年三月三十日 衆議院会議録第二十号 所得税法の一部を改正する法律案

五七〇

(六)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,658,000	1,660,000	1,198,400	1,758,000	1,760,000	1,288,200	1,858,000	1,860,000	1,378,200
1,660,000	1,662,000	1,200,000	1,760,000	1,762,000	1,290,000	1,860,000	1,862,000	1,380,000
1,662,000	1,664,000	1,201,800	1,762,000	1,764,000	1,291,800	1,862,000	1,864,000	1,381,800
1,664,000	1,666,000	1,203,600	1,764,000	1,766,000	1,293,600	1,864,000	1,866,000	1,383,600
1,666,000	1,668,000	1,205,400	1,766,000	1,768,000	1,295,400	1,866,000	1,868,000	1,385,400
1,668,000	1,670,000	1,207,200	1,768,000	1,770,000	1,297,200	1,868,000	1,870,000	1,387,200
1,670,000	1,672,000	1,209,000	1,770,000	1,772,000	1,299,000	1,870,000	1,872,000	1,389,000
1,672,000	1,674,000	1,210,800	1,772,000	1,774,000	1,300,800	1,872,000	1,874,000	1,390,800
1,674,000	1,676,000	1,212,600	1,774,000	1,776,000	1,302,600	1,874,000	1,876,000	1,392,600
1,676,000	1,678,000	1,214,400	1,776,000	1,778,000	1,304,400	1,876,000	1,878,000	1,394,400
1,678,000	1,680,000	1,216,200	1,778,000	1,780,000	1,306,200	1,878,000	1,880,000	1,396,200
1,680,000	1,682,000	1,218,000	1,780,000	1,782,000	1,308,000	1,880,000	1,882,000	1,398,000
1,682,000	1,684,000	1,219,800	1,782,000	1,784,000	1,309,800	1,882,000	1,884,000	1,399,800
1,684,000	1,686,000	1,221,600	1,784,000	1,786,000	1,311,600	1,884,000	1,886,000	1,401,600
1,686,000	1,688,000	1,223,400	1,786,000	1,788,000	1,313,400	1,886,000	1,888,000	1,403,400
1,688,000	1,690,000	1,225,200	1,788,000	1,790,000	1,315,200	1,888,000	1,890,000	1,405,200
1,690,000	1,692,000	1,227,000	1,790,000	1,792,000	1,317,000	1,890,000	1,892,000	1,407,000
1,692,000	1,694,000	1,228,800	1,792,000	1,794,000	1,318,800	1,892,000	1,894,000	1,408,800
1,694,000	1,696,000	1,230,600	1,794,000	1,796,000	1,320,600	1,894,000	1,896,000	1,410,600
1,696,000	1,698,000	1,232,400	1,796,000	1,798,000	1,322,400	1,896,000	1,898,000	1,412,400
1,698,000	1,700,000	1,234,200	1,798,000	1,800,000	1,324,200	1,898,000	1,900,000	1,414,200
1,700,000	1,702,000	1,236,000	1,800,000	1,802,000	1,326,000	1,900,000	1,902,000	1,416,000
1,702,000	1,704,000	1,237,800	1,802,000	1,804,000	1,327,800	1,902,000	1,904,000	1,417,800
1,704,000	1,706,000	1,239,600	1,804,000	1,806,000	1,329,600	1,904,000	1,906,000	1,419,600
1,706,000	1,708,000	1,241,400	1,806,000	1,808,000	1,331,400	1,906,000	1,908,000	1,421,400
1,708,000	1,710,000	1,243,200	1,808,000	1,810,000	1,333,200	1,908,000	1,910,000	1,423,200
1,710,000	1,712,000	1,245,000	1,810,000	1,812,000	1,335,000	1,910,000	1,912,000	1,425,000
1,712,000	1,714,000	1,246,800	1,812,000	1,814,000	1,336,800	1,912,000	1,914,000	1,426,800
1,714,000	1,716,000	1,248,600	1,814,000	1,816,000	1,338,600	1,914,000	1,916,000	1,428,600
1,716,000	1,718,000	1,250,400	1,816,000	1,818,000	1,340,400	1,916,000	1,918,000	1,430,400
1,718,000	1,720,000	1,252,200	1,818,000	1,820,000	1,342,200	1,918,000	1,920,000	1,432,200
1,720,000	1,722,000	1,254,000	1,820,000	1,822,000	1,344,000	1,920,000	1,922,000	1,434,000
1,722,000	1,724,000	1,255,800	1,822,000	1,824,000	1,345,800	1,922,000	1,924,000	1,435,800
1,724,000	1,726,000	1,257,600	1,824,000	1,826,000	1,347,600	1,924,000	1,926,000	1,437,600
1,726,000	1,728,000	1,259,400	1,826,000	1,828,000	1,349,400	1,926,000	1,928,000	1,439,400
1,728,000	1,730,000	1,261,200	1,828,000	1,830,000	1,351,200	1,928,000	1,930,000	1,441,200
1,730,000	1,732,000	1,263,000	1,830,000	1,832,000	1,353,000	1,930,000	1,932,000	1,443,000
1,732,000	1,734,000	1,264,800	1,832,000	1,834,000	1,354,800	1,932,000	1,934,000	1,444,800
1,734,000	1,736,000	1,266,600	1,834,000	1,836,000	1,356,600	1,934,000	1,936,000	1,446,600
1,736,000	1,738,000	1,268,400	1,836,000	1,838,000	1,358,400	1,936,000	1,938,000	1,448,400
1,738,000	1,740,000	1,270,200	1,838,000	1,840,000	1,360,200	1,938,000	1,940,000	1,450,200
1,740,000	1,742,000	1,272,000	1,840,000	1,842,000	1,362,000	1,940,000	1,942,000	1,452,000
1,742,000	1,744,000	1,273,800	1,842,000	1,844,000	1,363,800	1,942,000	1,944,000	1,453,800
1,744,000	1,746,000	1,275,600	1,844,000	1,846,000	1,365,600	1,944,000	1,946,000	1,455,600
1,746,000	1,748,000	1,277,400	1,846,000	1,848,000	1,367,400	1,946,000	1,948,000	1,457,400
1,748,000	1,750,000	1,279,200	1,848,000	1,850,000	1,369,200	1,948,000	1,950,000	1,459,200
1,750,000	1,752,000	1,281,000	1,850,000	1,852,000	1,371,000	1,950,000	1,952,000	1,461,000
1,752,000	1,754,000	1,282,800	1,852,000	1,854,000	1,372,800	1,952,000	1,954,000	1,462,800
1,754,000	1,756,000	1,284,600	1,854,000	1,856,000	1,374,600	1,954,000	1,956,000	1,464,600
1,756,000	1,758,000	1,286,400	1,856,000	1,858,000	1,376,400	1,956,000	1,958,000	1,466,400

(七)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
		除後の給与			除後の給与			除後の給与
以	上	未	満	以	上	未	満	等
等	の	金	額	等	の	金	額	等
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,958,000	1,960,000	1,468,200	1,988,000	1,990,000	1,495,200	3,160,000	5,000,000	給与等の金額に95%を乗じて算出した金額から452,000円を差除した金額
1,960,000	1,962,000	1,470,000	1,990,000	1,992,000	1,497,000			
1,962,000	1,964,000	1,471,800	1,992,000	1,994,000	1,498,800			
1,964,000	1,966,000	1,473,600	1,994,000	1,996,000	1,500,600			
1,966,000	1,968,000	1,475,400	1,996,000	1,998,000	1,502,400			
1,968,000	1,970,000	1,477,200	1,998,000	2,000,000	1,504,200	5,000,000 円		4,298,000 円
1,970,000	1,972,000	1,479,000						
1,972,000	1,974,000	1,480,800						
1,974,000	1,976,000	1,482,600						
1,976,000	1,978,000	1,484,400						
1,978,000	1,980,000	1,486,200	2,000,000	3,160,000	給与等の金額に90%を乗じて算出した金額から294,000円を控除した金額			
1,980,000	1,982,000	1,488,000						
1,982,000	1,984,000	1,489,800						
1,984,000	1,986,000	1,491,600						
1,986,000	1,988,000	1,493,400						

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が2,000,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

別表第八の附表

別表第八の附表を次のように改める。

勤 続 年 数	退 職 所 得 控 除 額		勤 続 年 数	退 職 所 得 控 除 額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
4年以下	千円 400	千円 1,400	23 年	千円 3,900	千円 4,900
			24 年	4,200	5,200
			25 年	4,500	5,500
5 年	500	1,500	26 年	4,800	5,800
6 年	600	1,600	27 年	5,100	6,100
7 年	700	1,700	28 年	5,400	6,400
8 年	800	1,800	29 年	5,700	6,700
9 年	900	1,900	30 年	6,000	7,000
10 年	1,000	2,000	31 年	6,400	7,400
11 年	1,200	2,200	32 年	6,800	7,800
12 年	1,400	2,400	33 年	7,200	8,200
13 年	1,600	2,600	34 年	7,600	8,600
14 年	1,800	2,800	35 年	8,000	9,000
15 年	2,000	3,000	36 年	8,400	9,400
16 年	2,200	3,200	37 年	8,800	9,800
17 年	2,400	3,400	38 年	9,200	10,200
18 年	2,600	3,600	39 年	9,600	10,600
19 年	2,800	3,800	40 年	10,000	11,000
20 年	3,000	4,000	41年以上	10,000千円に、勤続年数が40年をこえる1年ごとに400千円を加算した金額	11,000千円に、勤続年数が40年をこえる1年ごとに400千円を加算した金額
21 年	3,300	4,300			
22 年	3,600	4,600			

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「勤続年数」とは、第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数をいう。

(二) 「障害退職の場合」とは、第三十条第四項第三号(障害退職の控除額)に掲げる場合に該当する場合をいう。

(三) 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいう。

(備考)

(一) 退職所得控除額を求めるには、(二)に該当する場合を除き、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行を求めるものとし、一般退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、障害退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額である。

(二) 第三十条第四項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額が、その退職手当等に係る退職所得控除額である。

昭和四十八年三月三十日 衆議院會議録第二十号 所得税法の一部を改正する法律案

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十八年分以後の所得税について適用し、昭和四十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(昭和四十八年分の給与所得の金額及び所得控

除等に係る特例)

第三条 昭和四十八年分の給与所得の金額は、同年中の新法第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等(以下「給与等」という。)の収入金額を附則別表第一の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額に相当する金額によるものとする。

2 昭和四十八年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十七条第三項第一号(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)	二十万円	十九万二千五百円
第七十九条第一項及び第二項(障害者控除)	十三万円	十二万七千五百円
	十九万円	十八万二千五百円
第八十条第一項(老年者控除)、第八十一条第一項(寡婦控除)及び第八十二条第一項(勤労学生控除)	十三万円	十二万七千五百円
第八十三条第一項(配偶者控除)	二十一万円	二十万七千五百円
第八十四条第一項(扶養控除)	十六万円	十五万五千円
第八十四条第二項	十九万円	十八万二千五百円

第八十四条第三項	十八万円	十七万二千五百円
第八十六条第一項(基礎控除)	二十一万円	二十万七千五百円
第九十条第二号(年末調整)	別表第七の附表	所得税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号。以下「改正法」という。)附則別表第一
別表第七の表	4,088,000	4,128,000
	798,400	810,400
別表第七の備考(一)	この表の記載	改正法附則別表第一
別表第七の備考(二)	130,000円	127,500円
	190,000円	182,500円

(有価証券の譲渡所得の非課税に関する経過措置)

第四条 新法第九条第一項第十一号ニ(有価証券の譲渡による所得の非課税)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後における同号ニの有価証券の譲渡による所得について適用する。

(昭和四十八年分及び昭和四十九年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例)

第五条 居住者の昭和四十八年分の所得税については、新法第四十一条第一項(予定納税額の納付)に規定する予定納税基準額(以下「予定納税基準

額」という。)は、次項の規定の適用がある場合を除き、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる率を乗じて計算した金額によるものとする。

一 その者の昭和四十七年分の課税総所得金額に係る所得税の額(当該課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第四百四十一条第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した額とし、同年分の

所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）第二条（所得税の軽減又は免除）の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適用がなかつたものとして計算した額とする。）から、当該各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額（一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額に係るものを除く。）を控除した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税総所得金額（昭和四十七年分の所得税について旧法第九十条第一項（変動所得及び臨時所得の平均課税）の規定の適用があつた場合には、同項第一号に規定する調整所得金額とし、同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧法第四十四条第一項第一号の規定に基づき政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した金額とする。以下次項までにおいて「課税総所得金額等」とい

う。）と当該課税総所得金額等の計算の基礎となつた旧法第五十七条第三項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）に規定する事業専従者、控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びにこれらの者の数に応じ附則別表第二により求めた率

2 昭和四十七年分の課税総所得金額等が二十万円以上である居住者の昭和四十八年分の所得税に係る予定納税基準額は、その者の前項第一号に掲げる金額から二万円を控除した金額によるものとする。

3 昭和四十七年分の所得税につき旧法第九十七条第一項（合算対象世帯員がある場合の税額）の規定の適用があつた場合における昭和四十八年分の予定納税基準額の計算については、政令で定める。

4 非居住者の昭和四十八年分の所得税に係る予定納税基準額は、前三項の規定に準じて計算したところによる。

5 前各項の規定は、居住者又は非居住者の昭和四十九年分の所得税に係る予定納税基準額の計算について準用する。この場合において、第一項第一号中「昭和四十七年分」とあるのは「昭和

四十八年分」と、「改正前の所得税法（以下「旧法」といふ。）とあるのは「新法」と、同項第二号中「昭和四十七年分」とあるのは「昭和四十八年分」と、「旧法」とあるのは「新法」と、「附則別表第二」とあるのは「附則別表第三」と、第二項中「昭和四十七年分」とあるのは「昭和四十八年分」と、「二十万円」とあるのは「五百万円」と、「二十万円」とあるのは「四千万」と、第三項中「昭和四十七年分」とあるのは「昭和四十八年分」と、「旧法」とあるのは「新法」と、それぞれ読み替えるものとする。

（証券投資信託の収益の分配に係る源泉徴収時期に関する経過措置）

第六条 新法第八十一条第二項（配当等に係る源泉徴収義務）の規定は、施行日以後に支払うべき同項に規定する配当等について適用し、同日前に支払うべき旧法第八十一条第二項に規定する配当等については、なお従前の例による。（給与所得及び退職所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第七条 新法第四編第二章第一節（給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額）の規定及び新法

別表第四から別表第六までは、施行日以後に支払うべき給与等について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

2 附則第三条第二項（昭和四十八年分の給与所得の金額及び所得控除等に係る特例）の規定により読み替えられた新法第九十条（年末調整）の規定及び附則別表第一は、昭和四十八年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

3 新法第二百一条（退職所得に係る源泉徴収税額）の規定並びに新法別表第八及び同表の附表は、昭和四十八年一月一日以後に支払うべき新法第九十九条（退職所得に係る源泉徴収義務）に規定する退職手当等（以下「退職手当等」といふ。）で施行日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で同日前に支払われたものについては、なお従前の例による。（源泉徴収の納期の特例の承認の申請に関する経過措置）

第八条 新法第二百七十五条第五項（納期の特例に

昭和四十八年三月三十日 衆議院會議録第二十号

所得税法の一部を改正する法律案

五七六

関する承認の申請等)の規定は、施行日以後に提出する同条第一項の申請書について適用する。
(無記名公社債の利子等の受領者の告知に関する経過措置)

第九条 新法第二百二十四条第一項後段(無記名公社債の利子等の受領者の告知)の規定は、施行日以後に同項の支払をする場合について適用する。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

第十条 施行日前に昭和四十八年分の所得税につき旧法第二百七条(年の中途で出国をする場合の確定申告)(旧法第六十六條(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十五条(決定)の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に同法第二十四条(更正)又は第二十

六条(再更正)の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項)につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、昭和四十九年三月三十一日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の更正の請求をすることが出来る。

2 前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合において、新法第五百九条第二項(更正又は決定による源泉徴収税額等の還付)(新法第六十八條(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定による還付金について国税通則法第五十八條第一項(還付加算金)に規定する還付加算金を計算するときは、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七條第一項(充當)の規定による充當(以下「充當」という。)をする日(同

日前に充當をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

(施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付)

第十一条 昭和四十八年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものにつき旧法第九十九条から第二百二条まで(退職所得に係る源泉徴収)の規定により徴収された所得税の額が、当該退職手当等につき新法第二百一条及び第二百二条の規定を適用した場合における所得税の額をこえるときは、当該退職手当等の支払を受けた居住者は、政令で定めるところにより、同年六月三十日までに、納税地の所轄税務署長に対し、そのこえる金額の還付を請求することが出来る。

2 前項に規定する退職手当等につき同項の規定による還付の請求があつた場合には、その居住者の昭和四十八年分の所得税についての申告、

更正又は決定、納付、徴収(退職手当等に係る源泉徴収を除く。)及び還付(当該請求に係る還付を除く。)に関する規定の適用並びに同年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに対する新法第二百一条第一項第二号の規定の適用については、当該請求に係る退職手当等について旧法第九十九条から第二百二条までの規定により徴収された所得税の額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行なわれたものとみなす。

3 第一項の規定による還付金について国税通則法第五十八條第一項(還付加算金)に規定する還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の期間は、第一項の規定による還付の請求があつた日から一月を経過する日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當をする日(同日前に充當をするのに適することとなつた日)がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

附則別表第一 昭和48年分の年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表の附表

(一)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
153,800	円未満	0	250,000	252,000	78,000	350,000	352,000	158,000
153,800	154,000	1,000	252,000	254,000	79,600	352,000	354,000	159,600
154,000	156,000	1,200	254,000	256,000	81,200	354,000	356,000	161,200
156,000	158,000	2,800	256,000	258,000	82,800	356,000	358,000	162,800
158,000	160,000	4,400	258,000	260,000	84,400	358,000	360,000	164,400
160,000	162,000	6,000	260,000	262,000	86,000	360,000	362,000	166,000
162,000	164,000	7,600	262,000	264,000	87,600	362,000	364,000	167,600
164,000	166,000	9,200	264,000	266,000	89,200	364,000	366,000	169,200
166,000	168,000	10,800	266,000	268,000	90,800	366,000	368,000	170,800
168,000	170,000	12,400	268,000	270,000	92,400	368,000	370,000	172,400
170,000	172,000	14,000	270,000	272,000	94,000	370,000	372,000	174,000
172,000	174,000	15,600	272,000	274,000	95,600	372,000	374,000	175,600
174,000	176,000	17,200	274,000	276,000	97,200	374,000	376,000	177,200
176,000	178,000	18,800	276,000	278,000	98,800	376,000	378,000	178,800
178,000	180,000	20,400	278,000	280,000	100,400	378,000	380,000	180,400
180,000	182,000	22,000	280,000	282,000	102,000	380,000	382,000	182,000
182,000	184,000	23,600	282,000	284,000	103,600	382,000	384,000	183,600
184,000	186,000	25,200	284,000	286,000	105,200	384,000	386,000	185,200
186,000	188,000	26,800	286,000	288,000	106,800	386,000	388,000	186,800
188,000	190,000	28,400	288,000	290,000	108,400	388,000	390,000	188,400
190,000	192,000	30,000	290,000	292,000	110,000	390,000	392,000	190,000
192,000	194,000	31,600	292,000	294,000	111,600	392,000	394,000	191,600
194,000	196,000	33,200	294,000	296,000	113,200	394,000	396,000	193,200
196,000	198,000	34,800	296,000	298,000	114,800	396,000	398,000	194,800
198,000	200,000	36,400	298,000	300,000	116,400	398,000	400,000	196,400
200,000	202,000	38,000	300,000	302,000	118,000	400,000	402,000	198,000
202,000	204,000	39,600	302,000	304,000	119,600	402,000	404,000	199,600
204,000	206,000	41,200	304,000	306,000	121,200	404,000	406,000	201,200
206,000	208,000	42,800	306,000	308,000	122,800	406,000	408,000	202,800
208,000	210,000	44,400	308,000	310,000	124,400	408,000	410,000	204,400
210,000	212,000	46,000	310,000	312,000	126,000	410,000	412,000	206,000
212,000	214,000	47,600	312,000	314,000	127,600	412,000	414,000	207,600
214,000	216,000	49,200	314,000	316,000	129,200	414,000	416,000	209,200
216,000	218,000	50,800	316,000	318,000	130,800	416,000	418,000	210,800
218,000	220,000	52,400	318,000	320,000	132,400	418,000	420,000	212,400
220,000	222,000	54,000	320,000	322,000	134,000	420,000	422,000	214,000
222,000	224,000	55,600	322,000	324,000	135,600	422,000	424,000	215,600
224,000	226,000	57,200	324,000	326,000	137,200	424,000	426,000	217,200
226,000	228,000	58,800	326,000	328,000	138,800	426,000	428,000	218,800
228,000	230,000	60,400	328,000	330,000	140,400	428,000	430,000	220,400
230,000	232,000	62,000	330,000	332,000	142,000	430,000	432,000	222,000
232,000	234,000	63,600	332,000	334,000	143,600	432,000	434,000	223,600
234,000	236,000	65,200	334,000	336,000	145,200	434,000	436,000	225,200
236,000	238,000	66,800	336,000	338,000	146,800	436,000	438,000	226,800
238,000	240,000	68,400	338,000	340,000	148,400	438,000	440,000	228,400
240,000	242,000	70,000	340,000	342,000	150,000	440,000	442,000	230,000
242,000	244,000	71,600	342,000	344,000	151,600	442,000	444,000	231,600
244,000	246,000	73,200	344,000	346,000	153,200	444,000	446,000	233,200
246,000	248,000	74,800	346,000	348,000	154,800	446,000	448,000	234,800
248,000	250,000	76,400	348,000	350,000	156,400	448,000	450,000	236,400

(二)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
450,000	452,000	238,000	550,000	552,000	318,000	650,000	652,000	398,000
452,000	454,000	239,600	552,000	554,000	319,600	652,000	654,000	399,600
454,000	456,000	241,200	554,000	556,000	321,200	654,000	656,000	401,200
456,000	458,000	242,800	556,000	558,000	322,800	656,000	658,000	402,800
458,000	460,000	244,400	558,000	560,000	324,400	658,000	660,000	404,400
460,000	462,000	246,000	560,000	562,000	326,000	660,000	662,000	406,000
462,000	464,000	247,600	562,000	564,000	327,600	662,000	664,000	407,600
464,000	466,000	249,200	564,000	566,000	329,200	664,000	666,000	409,200
466,000	468,000	250,800	566,000	568,000	330,800	666,000	668,000	410,800
468,000	470,000	252,400	568,000	570,000	332,400	668,000	670,000	412,400
470,000	472,000	254,000	570,000	572,000	334,000	670,000	672,000	414,000
472,000	474,000	255,600	572,000	574,000	335,600	672,000	674,000	415,600
474,000	476,000	257,200	574,000	576,000	337,200	674,000	676,000	417,200
476,000	478,000	258,800	576,000	578,000	338,800	676,000	678,000	418,800
478,000	480,000	260,400	578,000	580,000	340,400	678,000	680,000	420,400
480,000	482,000	262,000	580,000	582,000	342,000	680,000	682,000	422,000
482,000	484,000	263,600	582,000	584,000	343,600	682,000	684,000	423,600
484,000	486,000	265,200	584,000	586,000	345,200	684,000	686,000	425,200
486,000	488,000	266,800	586,000	588,000	346,800	686,000	688,000	426,800
488,000	490,000	268,400	588,000	590,000	348,400	688,000	690,000	428,400
490,000	492,000	270,000	590,000	592,000	350,000	690,000	692,000	430,000
492,000	494,000	271,600	592,000	594,000	351,600	692,000	694,000	431,600
494,000	496,000	273,200	594,000	596,000	353,200	694,000	696,000	433,200
496,000	498,000	274,800	596,000	598,000	354,800	696,000	698,000	434,800
498,000	500,000	276,400	598,000	600,000	356,400	698,000	700,000	436,400
500,000	502,000	278,000	600,000	602,000	358,000	700,000	702,000	438,000
502,000	504,000	279,600	602,000	604,000	359,600	702,000	704,000	439,600
504,000	506,000	281,200	604,000	606,000	361,200	704,000	706,000	441,200
506,000	508,000	282,800	606,000	608,000	362,800	706,000	708,000	442,800
508,000	510,000	284,400	608,000	610,000	364,400	708,000	710,000	444,400
510,000	512,000	286,000	610,000	612,000	366,000	710,000	712,000	446,000
512,000	514,000	287,600	612,000	614,000	367,600	712,000	714,000	447,600
514,000	516,000	289,200	614,000	616,000	369,200	714,000	716,000	449,200
516,000	518,000	290,800	616,000	618,000	370,800	716,000	718,000	450,800
518,000	520,000	292,400	618,000	620,000	372,400	718,000	720,000	452,400
520,000	522,000	294,000	620,000	622,000	374,000	720,000	722,000	454,000
522,000	524,000	295,600	622,000	624,000	375,600	722,000	724,000	455,600
524,000	526,000	297,200	624,000	626,000	377,200	724,000	726,000	457,200
526,000	528,000	298,800	626,000	628,000	378,800	726,000	728,000	458,800
528,000	530,000	300,400	628,000	630,000	380,400	728,000	730,000	460,400
530,000	532,000	302,000	630,000	632,000	382,000	730,000	732,000	462,000
532,000	534,000	303,600	632,000	634,000	383,600	732,000	734,000	463,600
534,000	536,000	305,200	634,000	636,000	385,200	734,000	736,000	465,200
536,000	538,000	306,800	636,000	638,000	386,800	736,000	738,000	466,800
538,000	540,000	308,400	638,000	640,000	388,400	738,000	740,000	468,400
540,000	542,000	310,000	640,000	642,000	390,000	740,000	742,000	470,000
542,000	544,000	311,600	642,000	644,000	391,600	742,000	744,000	471,600
544,000	546,000	313,200	644,000	646,000	393,200	744,000	746,000	473,200
546,000	548,000	314,800	646,000	648,000	394,800	746,000	748,000	474,800
548,000	550,000	316,400	648,000	650,000	396,400	748,000	750,000	476,400

昭和四十八年三月三十日 衆議院会議録第二十号 所得税法の一部を改正する法律案

昭和四十八年三月三十日 衆議院會議錄第二十号 所得稅法の一部を改正する法律案

五七九

(三)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
		除後の給与			除後の給与			除後の給与
以	上	満	以	上	満	以	上	満
等	の	金	等	の	金	等	の	金
750,000	752,000	478,000	850,000	852,000	558,000	950,000	952,000	638,000
752,000	754,000	479,600	852,000	854,000	559,600	952,000	954,000	639,600
754,000	756,000	481,200	854,000	856,000	561,200	954,000	956,000	641,200
756,000	758,000	482,800	856,000	858,000	562,800	956,000	958,000	642,800
758,000	760,000	484,400	858,000	860,000	564,400	958,000	960,000	644,400
760,000	762,000	486,000	860,000	862,000	566,000	960,000	962,000	646,000
762,000	764,000	487,600	862,000	864,000	567,600	962,000	964,000	647,600
764,000	766,000	489,200	864,000	866,000	569,200	964,000	966,000	649,200
766,000	768,000	490,800	866,000	868,000	570,800	966,000	968,000	650,800
768,000	770,000	492,400	868,000	870,000	572,400	968,000	970,000	652,400
770,000	772,000	494,000	870,000	872,000	574,000	970,000	972,000	654,000
772,000	774,000	495,600	872,000	874,000	575,600	972,000	974,000	655,600
774,000	776,000	497,200	874,000	876,000	577,200	974,000	976,000	657,200
776,000	778,000	498,800	876,000	878,000	578,800	976,000	978,000	658,800
778,000	780,000	500,400	878,000	880,000	580,400	978,000	980,000	660,400
780,000	782,000	502,000	880,000	882,000	582,000	980,000	982,000	662,000
782,000	784,000	503,600	882,000	884,000	583,600	982,000	984,000	663,600
784,000	786,000	505,200	884,000	886,000	585,200	984,000	986,000	665,200
786,000	788,000	506,800	886,000	888,000	586,800	986,000	988,000	666,800
788,000	790,000	508,400	888,000	890,000	588,400	988,000	990,000	668,400
790,000	792,000	510,000	890,000	892,000	590,000	990,000	992,000	670,000
792,000	794,000	511,600	892,000	894,000	591,600	992,000	994,000	671,600
794,000	796,000	513,200	894,000	896,000	593,200	994,000	996,000	673,200
796,000	798,000	514,800	896,000	898,000	594,800	996,000	998,000	674,800
798,000	800,000	516,400	898,000	900,000	596,400	998,000	1,000,000	676,400
800,000	802,000	518,000	900,000	902,000	598,000	1,000,000	1,002,000	678,000
802,000	804,000	519,600	902,000	904,000	599,600	1,002,000	1,004,000	679,600
804,000	806,000	521,200	904,000	906,000	601,200	1,004,000	1,006,000	681,200
806,000	808,000	522,800	906,000	908,000	602,800	1,006,000	1,008,000	682,800
808,000	810,000	524,400	908,000	910,000	604,400	1,008,000	1,010,000	684,400
810,000	812,000	526,000	910,000	912,000	606,000	1,010,000	1,012,000	686,000
812,000	814,000	527,600	912,000	914,000	607,600	1,012,000	1,014,000	687,600
814,000	816,000	529,200	914,000	916,000	609,200	1,014,000	1,016,000	689,200
816,000	818,000	530,800	916,000	918,000	610,800	1,016,000	1,018,000	690,800
818,000	820,000	532,400	918,000	920,000	612,400	1,018,000	1,020,000	692,400
820,000	822,000	534,000	920,000	922,000	614,000	1,020,000	1,022,000	694,000
822,000	824,000	535,600	922,000	924,000	615,600	1,022,000	1,024,000	695,600
824,000	826,000	537,200	924,000	926,000	617,200	1,024,000	1,026,000	697,200
826,000	828,000	538,800	926,000	928,000	618,800	1,026,000	1,028,000	698,800
828,000	830,000	540,400	928,000	930,000	620,400	1,028,000	1,030,000	700,400
830,000	832,000	542,000	930,000	932,000	622,000	1,030,000	1,032,000	702,000
832,000	834,000	543,600	932,000	934,000	623,600	1,032,000	1,034,000	703,600
834,000	836,000	545,200	934,000	936,000	625,200	1,034,000	1,036,000	705,200
836,000	838,000	546,800	936,000	938,000	626,800	1,036,000	1,038,000	706,800
838,000	840,000	548,400	938,000	940,000	628,400	1,038,000	1,040,000	708,400
840,000	842,000	550,000	940,000	942,000	630,000	1,040,000	1,042,000	710,000
842,000	844,000	551,600	942,000	944,000	631,600	1,042,000	1,044,000	711,600
844,000	846,000	553,200	944,000	946,000	633,200	1,044,000	1,046,000	713,200
846,000	848,000	554,800	946,000	948,000	634,800	1,046,000	1,048,000	714,800
848,000	850,000	556,400	948,000	950,000	636,400	1,048,000	1,050,000	716,400

(四)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
除後の給与		等の金額	除後の給与		等の金額	除後の給与		等の金額
以	上		以	上		以	上	
未	満	等の金額	未	満	等の金額	未	満	等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,050,000	1,052,000	718,000	1,150,000	1,152,000	798,000	1,250,000	1,252,000	880,400
1,052,000	1,054,000	719,600	1,152,000	1,154,000	799,600	1,252,000	1,254,000	882,050
1,054,000	1,056,000	721,200	1,154,000	1,156,000	801,200	1,254,000	1,256,000	883,700
1,056,000	1,058,000	722,800	1,156,000	1,158,000	802,850	1,256,000	1,258,000	885,350
1,058,000	1,060,000	724,400	1,158,000	1,160,000	804,500	1,258,000	1,260,000	887,000
1,060,000	1,062,000	726,000	1,160,000	1,162,000	806,150	1,260,000	1,262,000	888,650
1,062,000	1,064,000	727,600	1,162,000	1,164,000	807,800	1,262,000	1,264,000	890,300
1,064,000	1,066,000	729,200	1,164,000	1,166,000	809,450	1,264,000	1,266,000	891,950
1,066,000	1,068,000	730,800	1,166,000	1,168,000	811,100	1,266,000	1,268,000	893,600
1,068,000	1,070,000	732,400	1,168,000	1,170,000	812,750	1,268,000	1,270,000	895,250
1,070,000	1,072,000	734,000	1,170,000	1,172,000	814,400	1,270,000	1,272,000	896,900
1,072,000	1,074,000	735,600	1,172,000	1,174,000	816,050	1,272,000	1,274,000	898,550
1,074,000	1,076,000	737,200	1,174,000	1,176,000	817,700	1,274,000	1,276,000	900,200
1,076,000	1,078,000	738,800	1,176,000	1,178,000	819,350	1,276,000	1,278,000	901,850
1,078,000	1,080,000	740,400	1,178,000	1,180,000	821,000	1,278,000	1,280,000	903,500
1,080,000	1,082,000	742,000	1,180,000	1,182,000	822,650	1,280,000	1,282,000	905,150
1,082,000	1,084,000	743,600	1,182,000	1,184,000	824,300	1,282,000	1,284,000	906,800
1,084,000	1,086,000	745,200	1,184,000	1,186,000	825,950	1,284,000	1,286,000	908,450
1,086,000	1,088,000	746,800	1,186,000	1,188,000	827,600	1,286,000	1,288,000	910,100
1,088,000	1,090,000	748,400	1,188,000	1,190,000	829,250	1,288,000	1,290,000	911,750
1,090,000	1,092,000	750,000	1,190,000	1,192,000	830,900	1,290,000	1,292,000	913,400
1,092,000	1,094,000	751,600	1,192,000	1,194,000	832,550	1,292,000	1,294,000	915,050
1,094,000	1,096,000	753,200	1,194,000	1,196,000	834,200	1,294,000	1,296,000	916,700
1,096,000	1,098,000	754,800	1,196,000	1,198,000	835,850	1,296,000	1,298,000	918,350
1,098,000	1,100,000	756,400	1,198,000	1,200,000	837,500	1,298,000	1,300,000	920,000
1,100,000	1,102,000	758,000	1,200,000	1,202,000	839,150	1,300,000	1,302,000	921,650
1,102,000	1,104,000	759,600	1,202,000	1,204,000	840,800	1,302,000	1,304,000	923,300
1,104,000	1,106,000	761,200	1,204,000	1,206,000	842,450	1,304,000	1,306,000	924,950
1,106,000	1,108,000	762,800	1,206,000	1,208,000	844,100	1,306,000	1,308,000	926,600
1,108,000	1,110,000	764,400	1,208,000	1,210,000	845,750	1,308,000	1,310,000	928,250
1,110,000	1,112,000	766,000	1,210,000	1,212,000	847,400	1,310,000	1,312,000	929,900
1,112,000	1,114,000	767,600	1,212,000	1,214,000	849,050	1,312,000	1,314,000	931,550
1,114,000	1,116,000	769,200	1,214,000	1,216,000	850,700	1,314,000	1,316,000	933,200
1,116,000	1,118,000	770,800	1,216,000	1,218,000	852,350	1,316,000	1,318,000	934,850
1,118,000	1,120,000	772,400	1,218,000	1,220,000	854,000	1,318,000	1,320,000	936,500
1,120,000	1,122,000	774,000	1,220,000	1,222,000	855,650	1,320,000	1,322,000	938,150
1,122,000	1,124,000	775,600	1,222,000	1,224,000	857,300	1,322,000	1,324,000	939,800
1,124,000	1,126,000	777,200	1,224,000	1,226,000	858,950	1,324,000	1,326,000	941,450
1,126,000	1,128,000	778,800	1,226,000	1,228,000	860,600	1,326,000	1,328,000	943,100
1,128,000	1,130,000	780,400	1,228,000	1,230,000	862,250	1,328,000	1,330,000	944,750
1,130,000	1,132,000	782,000	1,230,000	1,232,000	863,900	1,330,000	1,332,000	946,400
1,132,000	1,134,000	783,600	1,232,000	1,234,000	865,550	1,332,000	1,334,000	948,050
1,134,000	1,136,000	785,200	1,234,000	1,236,000	867,200	1,334,000	1,336,000	949,700
1,136,000	1,138,000	786,800	1,236,000	1,238,000	868,850	1,336,000	1,338,000	951,350
1,138,000	1,140,000	788,400	1,238,000	1,240,000	870,500	1,338,000	1,340,000	953,000
1,140,000	1,142,000	790,000	1,240,000	1,242,000	872,150	1,340,000	1,342,000	954,650
1,142,000	1,144,000	791,600	1,242,000	1,244,000	873,800	1,342,000	1,344,000	956,300
1,144,000	1,146,000	793,200	1,244,000	1,246,000	875,450	1,344,000	1,346,000	957,950
1,146,000	1,148,000	794,800	1,246,000	1,248,000	877,100	1,346,000	1,348,000	959,600
1,148,000	1,150,000	796,400	1,248,000	1,250,000	878,750	1,348,000	1,350,000	961,250

(五)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,350,000	1,352,000	962,900	1,450,000	1,452,000	1,045,400	1,550,000	1,552,000	1,127,900
1,352,000	1,354,000	964,550	1,452,000	1,454,000	1,047,050	1,552,000	1,554,000	1,129,550
1,354,000	1,356,000	966,200	1,454,000	1,456,000	1,048,700	1,554,000	1,556,000	1,131,200
1,356,000	1,358,000	967,850	1,456,000	1,458,000	1,050,350	1,556,000	1,558,000	1,132,850
1,358,000	1,360,000	969,500	1,458,000	1,460,000	1,052,000	1,558,000	1,560,000	1,134,500
1,360,000	1,362,000	971,150	1,460,000	1,462,000	1,053,650	1,560,000	1,562,000	1,136,150
1,362,000	1,364,000	972,800	1,462,000	1,464,000	1,055,300	1,562,000	1,564,000	1,137,800
1,364,000	1,366,000	974,450	1,464,000	1,466,000	1,056,950	1,564,000	1,566,000	1,139,450
1,366,000	1,368,000	976,100	1,466,000	1,468,000	1,058,600	1,566,000	1,568,000	1,141,100
1,368,000	1,370,000	977,750	1,468,000	1,470,000	1,060,250	1,568,000	1,570,000	1,142,750
1,370,000	1,372,000	979,400	1,470,000	1,472,000	1,061,900	1,570,000	1,572,000	1,144,400
1,372,000	1,374,000	981,050	1,472,000	1,474,000	1,063,550	1,572,000	1,574,000	1,146,050
1,374,000	1,376,000	982,700	1,474,000	1,476,000	1,065,200	1,574,000	1,576,000	1,147,700
1,376,000	1,378,000	984,350	1,476,000	1,478,000	1,066,850	1,576,000	1,578,000	1,149,350
1,378,000	1,380,000	986,000	1,478,000	1,480,000	1,068,500	1,578,000	1,580,000	1,151,000
1,380,000	1,382,000	987,650	1,480,000	1,482,000	1,070,150	1,580,000	1,582,000	1,152,650
1,382,000	1,384,000	989,300	1,482,000	1,484,000	1,071,800	1,582,000	1,584,000	1,154,300
1,384,000	1,386,000	990,950	1,484,000	1,486,000	1,073,450	1,584,000	1,586,000	1,155,950
1,386,000	1,388,000	992,600	1,486,000	1,488,000	1,075,100	1,586,000	1,588,000	1,157,600
1,388,000	1,390,000	994,250	1,488,000	1,490,000	1,076,750	1,588,000	1,590,000	1,159,250
1,390,000	1,392,000	995,900	1,490,000	1,492,000	1,078,400	1,590,000	1,592,000	1,160,900
1,392,000	1,394,000	997,550	1,492,000	1,494,000	1,080,050	1,592,000	1,594,000	1,162,550
1,394,000	1,396,000	999,200	1,494,000	1,496,000	1,081,700	1,594,000	1,596,000	1,164,200
1,396,000	1,398,000	1,000,850	1,496,000	1,498,000	1,083,350	1,596,000	1,598,000	1,165,850
1,398,000	1,400,000	1,002,500	1,498,000	1,500,000	1,085,000	1,598,000	1,600,000	1,167,500
1,400,000	1,402,000	1,004,150	1,500,000	1,502,000	1,086,650	1,600,000	1,602,000	1,169,150
1,402,000	1,404,000	1,005,800	1,502,000	1,504,000	1,088,300	1,602,000	1,604,000	1,170,800
1,404,000	1,406,000	1,007,450	1,504,000	1,506,000	1,089,950	1,604,000	1,606,000	1,172,450
1,406,000	1,408,000	1,009,100	1,506,000	1,508,000	1,091,600	1,606,000	1,608,000	1,174,100
1,408,000	1,410,000	1,010,750	1,508,000	1,510,000	1,093,250	1,608,000	1,610,000	1,175,750
1,410,000	1,412,000	1,012,400	1,510,000	1,512,000	1,094,900	1,610,000	1,612,000	1,177,400
1,412,000	1,414,000	1,014,050	1,512,000	1,514,000	1,096,550	1,612,000	1,614,000	1,179,050
1,414,000	1,416,000	1,015,700	1,514,000	1,516,000	1,098,200	1,614,000	1,616,000	1,180,700
1,416,000	1,418,000	1,017,350	1,516,000	1,518,000	1,099,850	1,616,000	1,618,000	1,182,350
1,418,000	1,420,000	1,019,000	1,518,000	1,520,000	1,101,500	1,618,000	1,620,000	1,184,000
1,420,000	1,422,000	1,020,650	1,520,000	1,522,000	1,103,150	1,620,000	1,622,000	1,185,650
1,422,000	1,424,000	1,022,300	1,522,000	1,524,000	1,104,800	1,622,000	1,624,000	1,187,300
1,424,000	1,426,000	1,023,950	1,524,000	1,526,000	1,106,450	1,624,000	1,626,000	1,188,950
1,426,000	1,428,000	1,025,600	1,526,000	1,528,000	1,108,100	1,626,000	1,628,000	1,190,600
1,428,000	1,430,000	1,027,250	1,528,000	1,530,000	1,109,750	1,628,000	1,630,000	1,192,250
1,430,000	1,432,000	1,028,900	1,530,000	1,532,000	1,111,400	1,630,000	1,632,000	1,193,900
1,432,000	1,434,000	1,030,550	1,532,000	1,534,000	1,113,050	1,632,000	1,634,000	1,195,550
1,434,000	1,436,000	1,032,200	1,534,000	1,536,000	1,114,700	1,634,000	1,636,000	1,197,200
1,436,000	1,438,000	1,033,850	1,536,000	1,538,000	1,116,350	1,636,000	1,638,000	1,198,850
1,438,000	1,440,000	1,035,500	1,538,000	1,540,000	1,118,000	1,638,000	1,640,000	1,200,500
1,440,000	1,442,000	1,037,150	1,540,000	1,542,000	1,119,650	1,640,000	1,642,000	1,202,150
1,442,000	1,444,000	1,038,800	1,542,000	1,544,000	1,121,300	1,642,000	1,644,000	1,203,800
1,444,000	1,446,000	1,040,450	1,544,000	1,546,000	1,122,950	1,644,000	1,646,000	1,205,450
1,446,000	1,448,000	1,042,100	1,546,000	1,548,000	1,124,600	1,646,000	1,648,000	1,207,100
1,448,000	1,450,000	1,043,750	1,548,000	1,550,000	1,126,250	1,648,000	1,650,000	1,208,750

(六)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,650,000	1,652,000	1,210,400	1,750,000	1,752,000	1,300,250	1,850,000	1,852,000	1,390,250
1,652,000	1,654,000	1,212,050	1,752,000	1,754,000	1,302,050	1,852,000	1,854,000	1,392,050
1,654,000	1,656,000	1,213,850	1,754,000	1,756,000	1,303,850	1,854,000	1,856,000	1,393,850
1,656,000	1,658,000	1,215,650	1,756,000	1,758,000	1,305,650	1,856,000	1,858,000	1,395,650
1,658,000	1,660,000	1,217,450	1,758,000	1,760,000	1,307,450	1,858,000	1,860,000	1,397,450
1,660,000	1,662,000	1,219,250	1,760,000	1,762,000	1,309,250	1,860,000	1,862,000	1,399,250
1,662,000	1,664,000	1,221,050	1,762,000	1,764,000	1,311,050	1,862,000	1,864,000	1,401,050
1,664,000	1,666,000	1,222,850	1,764,000	1,766,000	1,312,850	1,864,000	1,866,000	1,402,850
1,666,000	1,668,000	1,224,650	1,766,000	1,768,000	1,314,650	1,866,000	1,868,000	1,404,650
1,668,000	1,670,000	1,226,450	1,768,000	1,770,000	1,316,450	1,868,000	1,870,000	1,406,450
1,670,000	1,672,000	1,228,250	1,770,000	1,772,000	1,318,250	1,870,000	1,872,000	1,408,250
1,672,000	1,674,000	1,230,050	1,772,000	1,774,000	1,320,050	1,872,000	1,874,000	1,410,050
1,674,000	1,676,000	1,231,850	1,774,000	1,776,000	1,321,850	1,874,000	1,876,000	1,411,850
1,676,000	1,678,000	1,233,650	1,776,000	1,778,000	1,323,650	1,876,000	1,878,000	1,413,650
1,678,000	1,680,000	1,235,450	1,778,000	1,780,000	1,325,450	1,878,000	1,880,000	1,415,450
1,680,000	1,682,000	1,237,250	1,780,000	1,782,000	1,327,250	1,880,000	1,882,000	1,417,250
1,682,000	1,684,000	1,239,050	1,782,000	1,784,000	1,329,050	1,882,000	1,884,000	1,419,050
1,684,000	1,686,000	1,240,850	1,784,000	1,786,000	1,330,850	1,884,000	1,886,000	1,420,850
1,686,000	1,688,000	1,242,650	1,786,000	1,788,000	1,332,650	1,886,000	1,888,000	1,422,650
1,688,000	1,690,000	1,244,450	1,788,000	1,790,000	1,334,450	1,888,000	1,890,000	1,424,450
1,690,000	1,692,000	1,246,250	1,790,000	1,792,000	1,336,250	1,890,000	1,892,000	1,426,250
1,692,000	1,694,000	1,248,050	1,792,000	1,794,000	1,338,050	1,892,000	1,894,000	1,428,050
1,694,000	1,696,000	1,249,850	1,794,000	1,796,000	1,339,850	1,894,000	1,896,000	1,429,850
1,696,000	1,698,000	1,251,650	1,796,000	1,798,000	1,341,650	1,896,000	1,898,000	1,431,650
1,698,000	1,700,000	1,253,450	1,798,000	1,800,000	1,343,450	1,898,000	1,900,000	1,433,450
1,700,000	1,702,000	1,255,250	1,800,000	1,802,000	1,345,250	1,900,000	1,902,000	1,435,250
1,702,000	1,704,000	1,257,050	1,802,000	1,804,000	1,347,050	1,902,000	1,904,000	1,437,050
1,704,000	1,706,000	1,258,850	1,804,000	1,806,000	1,348,850	1,904,000	1,906,000	1,438,850
1,706,000	1,708,000	1,260,650	1,806,000	1,808,000	1,350,650	1,906,000	1,908,000	1,440,650
1,708,000	1,710,000	1,262,450	1,808,000	1,810,000	1,352,450	1,908,000	1,910,000	1,442,450
1,710,000	1,712,000	1,264,250	1,810,000	1,812,000	1,354,250	1,910,000	1,912,000	1,444,250
1,712,000	1,714,000	1,266,050	1,812,000	1,814,000	1,356,050	1,912,000	1,914,000	1,446,050
1,714,000	1,716,000	1,267,850	1,814,000	1,816,000	1,357,850	1,914,000	1,916,000	1,447,850
1,716,000	1,718,000	1,269,650	1,816,000	1,818,000	1,359,650	1,916,000	1,918,000	1,449,650
1,718,000	1,720,000	1,271,450	1,818,000	1,820,000	1,361,450	1,918,000	1,920,000	1,451,450
1,720,000	1,722,000	1,273,250	1,820,000	1,822,000	1,363,250	1,920,000	1,922,000	1,453,250
1,722,000	1,724,000	1,275,050	1,822,000	1,824,000	1,365,050	1,922,000	1,924,000	1,455,050
1,724,000	1,726,000	1,276,850	1,824,000	1,826,000	1,366,850	1,924,000	1,926,000	1,456,850
1,726,000	1,728,000	1,278,650	1,826,000	1,828,000	1,368,650	1,926,000	1,928,000	1,458,650
1,728,000	1,730,000	1,280,450	1,828,000	1,830,000	1,370,450	1,928,000	1,930,000	1,460,450
1,730,000	1,732,000	1,282,250	1,830,000	1,832,000	1,372,250	1,930,000	1,932,000	1,462,250
1,732,000	1,734,000	1,284,050	1,832,000	1,834,000	1,374,050	1,932,000	1,934,000	1,464,050
1,734,000	1,736,000	1,285,850	1,834,000	1,836,000	1,375,850	1,934,000	1,936,000	1,465,850
1,736,000	1,738,000	1,287,650	1,836,000	1,838,000	1,377,650	1,936,000	1,938,000	1,467,650
1,738,000	1,740,000	1,289,450	1,838,000	1,840,000	1,379,450	1,938,000	1,940,000	1,469,450
1,740,000	1,742,000	1,291,250	1,840,000	1,842,000	1,381,250	1,940,000	1,942,000	1,471,250
1,742,000	1,744,000	1,293,050	1,842,000	1,844,000	1,383,050	1,942,000	1,944,000	1,473,050
1,744,000	1,746,000	1,294,850	1,844,000	1,846,000	1,384,850	1,944,000	1,946,000	1,474,850
1,746,000	1,748,000	1,296,650	1,846,000	1,848,000	1,386,650	1,946,000	1,948,000	1,476,650
1,748,000	1,750,000	1,298,450	1,848,000	1,850,000	1,388,450	1,948,000	1,950,000	1,478,450

昭和四十八年三月三十日 衆議院会議録第二十号 所得税法の一部を改正する法律案

(七)

給 与 等 の 金 額			給 与 等 の 金 額			給 与 等 の 金 額		
給与所得控除後の給与等の金額			給与所得控除後の給与等の金額			給与所得控除後の給与等の金額		
以	上	満	以	上	満	以	上	満
円	円	円	円	円	円	円	円	
1,950,000	1,952,000	1,480,250	1,990,000	1,992,000	1,516,250	4,152,500	6,152,500	給与等の金額に96%を乗じて算出した金額から463,900円を控除した金額
1,952,000	1,954,000	1,482,050	1,992,000	1,994,000	1,518,050			
1,954,000	1,956,000	1,483,850	1,994,000	1,996,000	1,519,850			
1,956,000	1,958,000	1,485,630	1,996,000	1,998,000	1,521,650			
1,958,000	1,960,000	1,487,450	1,998,000	2,000,000	1,523,450			
1,960,000	1,962,000	1,489,250	2,000,000	2,152,500	給与等の金額に90%を乗じて算出した金額から274,750円を控除した金額	6,152,500 円以上		給与等の金額から710,000円を控除した金額
1,962,000	1,964,000	1,491,050						
1,964,000	1,966,000	1,492,850						
1,966,000	1,968,000	1,494,650						
1,968,000	1,970,000	1,496,450						
1,970,000	1,972,000	1,498,250	2,152,500	3,152,500	給与等の金額に91%を乗じて算出した金額から296,275円を控除した金額			
1,972,000	1,974,000	1,500,050						
1,974,000	1,976,000	1,501,850						
1,976,000	1,978,000	1,503,650						
1,978,000	1,980,000	1,505,450						
1,980,000	1,982,000	1,507,250	3,152,500	4,152,500	給与等の金額に95%を乗じて算出した金額から422,375円を控除した金額			
1,982,000	1,984,000	1,509,050						
1,984,000	1,986,000	1,510,850						
1,986,000	1,988,000	1,512,650						
1,988,000	1,990,000	1,514,450						

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が2,000,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

族		等		の		数					
4人		5人		6人		7人以上					
税		総		所得		金額		等			
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
	千円		千円		千円		千円		千円		千円
	354	千円未満			378	千円未満			378	千円未満	
					378		570		378		770
	354		670		570		930		670		1,080
	670		1,500		930		2,170		1,080		2,710
	1,500		2,910		2,170		3,930		2,710		5,120
	2,910		9,370		3,930		10,870		5,120		13,160
	9,370		20,000		10,870		20,000		13,160		20,000

得税に係る予定納税基準額の計算の特例)に規定する課税総所得金額等をいう。

の必要経費の特例等)の規定の適用を受けた同項に規定する事業専従者、旧法第八十三条(配偶者控除)の規定のう。

一号に掲げる金額から2万円を控除した金額が昭和48年分の所得税に係る予定納税基準額である。

附則別表第二 昭和48年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和47年分の課税総所得金額等に係る所得税の額に乘すべき率	扶 養 親											
	0 人		1 人		2 人		3 人					
	昭 和 4 7 年 分 の 課											
	以 上 未 満		以 上 未 満		以 上 未 満		以 上 未 満		以 上 未 満		以 上 未 満	
%	千円 312	千円未満	千円 318	千円未満	千円 336	千円未満	千円 354	千円未満	千円 354	千円未満	千円 520	千円未満
0												
80												
85									354		520	
90						336	670		520		1,080	
95			318	570	670	1,300		1,080		2,170		
97	312	930	570	2,170	1,300	5,120		2,170		7,380		
99	930	20,000	2,170	20,000	5,120	20,000		7,380		20,000		

(注)

(一) この表は、昭和47年分の課税総所得金額等が2,000万円未満である者について適用する表である。

(二) この表における用語については、次に定めるところによる。

(1) 「昭和47年分の課税総所得金額等」とは、附則第五条第一項第二号（昭和四十八年分及び昭和四十九年分の所

(2) 「扶養親族等の数」とは、昭和47年分の所得税につき旧法第五十七条第三項（事業に専従する親族がある場合適用を受けた控除対象配偶者及び旧法第八十四条（扶養控除）の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をい

(三) 昭和47年分の課税総所得金額等が2,000万円以上である者については、この表によらず、附則第五条第一項第

族		等		の		数									
4人		5人		6人		7人以上									
税		総		所		得		金		額		等			
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
	千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
	336	千円未満			336	千円未満			336	千円未満			336	千円未満	
	336		470		336		570		336		670		336		880
	470		840		570		1,010		670		1,300		880		1,470
	840		1,300		1,010		1,700		1,300		2,170		1,470		2,660
	1,300		5,000		1,700		5,000		2,170		5,000		2,660		5,000

係る予定納税基準額の計算の特例)において準用する同条第一項第二号に規定する課税総所得金額等をいう。

び所得控除等に係る特例)の規定により読み替えられた新法第五十七条第三項(事業に専従する親族がある場合の必
 られた新法第八十三条(配偶者控除)の規定の適用を受けた控除対象配偶者及び附則第三条第二項の規定により読み

いて準用する同条第一項第一号に掲げる金額から4,000円を控除した金額が昭和49年分の所得税に係る予定納税基準

附則別表第三 昭和49年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和48年分の課税総所得金額等に係る所得額の乗すべき率	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人			
	昭和48年分の課									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0	千円 306	千円未満	千円 312	千円未満	千円 312	千円未満	千円 312	千円未満	千円 318	千円未満
90										
95									318	570
97			312	570	312	740	570	930		
99	306	5,000	570	5,000	740	5,000	930	5,000		

(注)

(一) この表は、昭和48年分の課税総所得金額等が500万円未満である者について適用する表である。

(二) この表における用語については、次に定めるところによる。

(1) 「昭和48年分の課税総所得金額等」とは、附則第五条第五項（昭和四十八年分及び昭和四十九年分の所得税に

(2) 「扶養親族等の数」とは、昭和48年分の所得税につき附則第三条第二項（昭和四十八年分の給与所得の金額及要経費の特例等）の規定の適用を受けた同項に規定する事業専従者、附則第三条第二項の規定により読み替え替えられた新法第八十四条（扶養控除）の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

(三) 昭和48年分の課税総所得金額等が500万円以上である者については、この表によらず、附則第五条第五項にお

昭和四十八年三月三十日 衆議院會議録第二十号 所得税法の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長の報告

理由

今次の税制改正の一環として、最近における所得税負担の状況にかえりみ、基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額、障害者控除額等の引上げ、給与所得控除の拡充及び退職所得控除額の引上げによりその負担の軽減を図るとともに、勤労学生控除の対象範囲を拡充し、寄付金控除の控除限度額を引き上げるほか、予定納税を要しない予定納税基準額の限度額を引き上げる等所要の規定の整備合理化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(中村梅吉君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長鴨田宗一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔鴨田宗一君登壇〕

○鴨田宗一君 たいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、今次税制改正の一環として、所得税の減税と税制の整備合理化を行なうとするもので、おもな内容は次のとおりであります。

まず第一に、基礎控除及び配偶者控除を二十一万円に、扶養控除を十六万円にそれぞれ引き上げるとともに、給与所得控除について、その定額控除を十六万円に引き上げ、定率控除部分についても適用金額の範囲を拡大することとしたしております。その結果、夫婦二人の給与所得者の課税最低限は、初年度ベースで現行の百三万円から百十二万円に引き上げられることとなります。

第二に、特別な人的控除についても引き上げを行なうこととし、老人扶養控除及び特別障害者控除を十九万円に、障害者控除、老年者控除等を十三万円にそれぞれ引き上げるとともに、配偶者のいない世帯の一人目の扶養親族に係る扶養控除を

十八万円に引き上げることとしたしております。

第三に、退職所得の特別控除をおおむね五割程度引き上げ、勤続三十五年の場合の退職金について、税金のかからない限度を、現行の五百万円から八百万円に引き上げることとしたしております。

以上のほか、白色申告者の専従者控除を二十万円に引き上げ、また、寄付金控除の限度額についても、現行の所得の二五％から二五％に引き上げることとしているほか、株式形態のゴルフ会員権の譲渡による所得についての新規課税、予定納税を要しない予定納税基準額の限度額を引き上げ等所要の規定の整備を行なうこととしたしております。

この法律案につきましては、参考人を招いて意見を聴取する等、慎重審議を行ないましたが、その詳細は会議録に譲ることとしたします。

かくて、本三十日質疑を終了いたしました。この法律案に対し、武藤山治君外二名から、日本社会党、公明党、民社党の三党共同提案にかかる修正案が提出されました。

その内容は、通勤費及び夜勤手当の非課税、寒冷地控除、未成年者控除及び労働組合費控除の創設、有価証券の譲渡所得に対する課税並びに配当控除の廃止を行なうとするものであります。

次いで、修正案並びに原案を一括して討論を行ないましたところ、自由民主党を代表して萩原幸雄君は原案に賛成、修正案に反対の旨を、日本社会党、公明党、民社党を代表して広沢直樹君は原案に反対、修正案に賛成の旨を、日本共産党・革新共同を代表して荒木宏君は原案に反対、修正案に賛成の旨をそれぞれ述べられました。

続いて採決いたしましたところ、修正案は少数をもって否決され、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案につきましては、「退職所得の特別控除額を四十九年度に更に引き上げるよう努力すること」等、自由民主党、日本社会党、日本共産

党・革新共同、公明党、民社党の五党共同提案にかかる附帯決議を全会一致をもって付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(中村梅吉君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(中村梅吉君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(中村梅吉君) 本日は、これにて散会いたします。

午後十一時五十六分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣	田中 角榮君
法務大臣	田中伊三三君
外務大臣	大平 正芳君
大蔵大臣	愛知 揆一君
文部大臣	奥野 誠亮君
厚生大臣	齋藤 邦吉君
農林大臣	櫻内 義雄君
通商産業大臣	中曾根康弘君
運輸大臣	新谷寅三郎君
郵政大臣	久野 忠治君
労働大臣	加藤常太郎君
建設大臣	金丸 信君
自治大臣	江崎 真澄君
国務大臣	小坂善太郎君
国務大臣	坪川 信三君
国務大臣	二階堂 進君
国務大臣	福田 赳夫君
国務大臣	前田佳都男君

国務大臣 増原 恵吉君
国務大臣 三木 武夫君

○朗読を省略した議長報告

(理事補欠選任)

一、昨二十九日、決算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 芳賀 貢君(理事八木昇君昨二十九日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

丹羽喬四郎君

伊能繁次郎君

地方行政委員

伊能繁次郎君

辞任

諫山 博君

多田 光雄君

法務委員

保岡 興治君

地崎宇三郎君

大蔵委員

地崎宇三郎君

保岡 興治君

辞任

地崎宇三郎君

山田 耻目君

伏木 和雄君

愛野興一郎君

山本 政弘君

田中 昭二君

山田 耻目君

伏木 和雄君

社会労働委員

田中 昭二君

辞任

枝村 要作君

山本 政弘君

大原 亨君

補欠

伊能繁次郎君

丹羽喬四郎君

補欠

多田 光雄君

諫山 博君

補欠

地崎宇三郎君

保岡 興治君

補欠

愛野興一郎君

山本 政弘君

田中 昭二君

山田 耻目君

伏木 和雄君

補欠

大原 亨君

山田 耻目君

枝村 要作君

山田 耻目君 山本 政弘君

農林水産委員 補欠

角屋堅次郎君 芳賀 貢君

多田 光雄君 青柳 盛雄君

稻富 稔人君 小沢 貞孝君

青柳 盛雄君 諫山 博君

諫山 博君 多田 光雄君

芳賀 貢君 角屋堅次郎君

小沢 貞孝君 稻富 稔人君

商工委員 補欠

加藤 清政君 角屋堅次郎君

玉置 一徳君 塚本 三郎君

角屋堅次郎君 加藤 清政君

塚本 三郎君 玉置 一徳君

運輸委員 補欠

渡海元三郎君 宮崎 茂二君

宮崎 茂二君 渡海元三郎君

伏木 和雄君 伏木 和雄君

小沢 貞孝君 稻富 稔人君

伏木 和雄君 田中 昭二君

稻富 稔人君 小沢 貞孝君

予算委員 補欠

伊能繁次郎君 丹羽喬四郎君

大原 亨君 枝村 要作君

丹羽喬四郎君 伊能繁次郎君

枝村 要作君 大原 亨君

議院運営委員 補欠

伊能繁次郎君 丹羽喬四郎君

大原 亨君 枝村 要作君

丹羽喬四郎君 伊能繁次郎君

枝村 要作君 大原 亨君

辭任

塚本 三郎君 玉置 一徳君

玉置 一徳君 塚本 三郎君

懲罰委員

玉置 一徳君 塚本 三郎君

辭任 補欠

寺前 巖君 諫山 博君

諫山 博君 寺前 巖君

特別委員辭任及び補欠選任

一、昨二十九日、議長において、次のとおり特別委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辭任 熊谷 義雄君 補欠 竹中 修一君

議案提出

一、昨二十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律案

議案受領

一、昨二十九日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

水源地域対策特別措置法案

議案付託

一、昨二十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

防衛施設周辺の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一一〇五号)

正する法律案(内閣提出第一一〇五号)

内閣委員会 付託

学校教育法の一部を改正する法律案(木島喜兵衛君外七名提出、衆法第八号)

衛君外七名提出、衆法第八号)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

(木島喜兵衛君外七名提出、衆法第九号)

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

(木島喜兵衛君外七名提出、衆法第一〇号)

教育委員会法案(木島喜兵衛君外七名提出、衆法第一一〇号)

国立学校設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

以上五件 文教委員会 付託

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律案

律案(内閣提出第一一〇号)

社会労働委員会 付託

一、昨二十九日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

水源地域対策特別措置法案(内閣提出第一一〇号)

建設委員会 付託

議案送付

一、昨二十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

沖繩國際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案

金属鉱物探鉱促進事業団法のの一部を改正する法律案

金属鉱業等鉱害対策特別措置法案

日本てん菜振興会の解散に関する法律案

一、昨二十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

学校教育法の一部を改正する法律案(木島喜兵衛君外七名提出)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

(木島喜兵衛君外七名提出)

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

(木島喜兵衛君外七名提出)

教育委員会法案(木島喜兵衛君外七名提出)

議案撤回

一、昨二十九日、議員から、次の議案を撤回する旨の申し出があった。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律及び原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(中村重光君外四名提出)

議案撤回通知

一、次の議案は、昨二十九日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律及び原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

部を改正する法律案(中村重光君外四名提出)

昭和四十八年度一般会計暫定予算に関する報告書

本暫定予算の要旨

本暫定予算は、昭和四十八年度一般会計予算の年度内成立が困難なもので、四月一日から同月十一日までの期間について、作成されたものである。

本暫定予算の作成要領は次のとおりである。

1 歳出においては、暫定予算期間中における人件費、事務費その他行政運営上必要最小限度の経費を計上する。

なお、教育及び社会政策上の配慮等からとくに措置することが適当と認められるもの(生活扶助基準単価の引上げ、失業対策事業の賃金日額の引上げ、国立大学の学生の増募等)を除き、新規の施策にかかる経費は、原則として計上しない。

また、公共事業関係費については、新規発生災害に係る直轄災害復旧事業費のほか、直轄事業の維持修繕費等について暫定予算期間中における所要額を計上する。

2 歳入においては、税収及び税外収入についての暫定予算期間中の収入見込額及び前年度剰余金を計上する。

次に、本暫定予算の内容の概略は次のとおりである。(単位未満四捨五入)

昭和四十八年度一般会計暫定予算は、歳入総額四千五百四十三億七千三百万円、歳出総額七千三百九十九億七千八百万円であつて、二千四百九十六億五百万円の歳出超過となつてゐる。

なお、国庫の資金繰りについては二千五百億円を限度として、必要に応じ大蔵省証券を発行することとしている。

歳入

1 租税及印紙収入 二二二、四〇〇百万円

昭和四十八年三月三十日 衆議院會議録第二十号 議案に関する報告書

2 官業益金及官業収入	一〇百万円
3 雑収入	二、二八六百万円
4 前年度剰余金受入	二二九、六七六百万円
歳出	
1 社会保障関係費	三三、七二二百万円
(1) 生活保護費	一一、四三九百万円
生活扶助基準を十四%引き上げるとともに、住宅扶助及び教育扶助についても、それぞれ基準の引上げを行なうこととしている。	
(2) 社会福祉費	一〇、八七〇百万円
(3) 社会保険費	四、〇七七百万円
(4) 保健衛生対策費	一、七六八百万円
(5) 失業対策費	四、五五八百万円
失業対策事業については、貸金日額を十三・二%引き上げて、平均一千四百五十円八十四銭としている。	
2 文教及び科学振興費	五、四六三百万円
3 国債費	三一七百万円

昭和四十八年度特別会計暫定予算に関する報告書

一 本暫定予算の要旨

本暫定予算は、造幣局特別会計ほか四十の特別会計に関するもので、一般会計に準じて四月一日から四月十一日までの期間について作成されたものである。

本暫定予算のうち、主な特別会計の歳入歳出は次のとおりである。(単位未満四捨五入)

4 恩給関係費	一〇三、一七〇百万円
5 地方交付税交付金	五三一、八四八百万円
6 臨時沖縄特別交付金	七、四〇三百万円
7 防衛関係費	三、七八四百万円
8 公共事業関係費	三四六百万円
9 経済協力費	七三九百万円
10 中小企業対策費	一四四百万円
11 その他の事項経費	一三、一八二百万円
12 予備費	五、〇〇〇百万円
二 本暫定予算の可決理由	
本暫定予算は、昭和四十八年度一般会計予算成立までの間における国政の運営を支援なく行なうための応急的な措置であり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。	
右報告する。	
昭和四十八年三月三十日	
予算委員長 根本龍太郎	
衆議院議長 中村 梅吉殿	

会 計 名	歳 入 (百万円)	歳 出 (百万円)
印刷局	一、二三八	二二二
資金運用部	二、二七一	一四二
国債整理基金	一、七五一、一四九	一、七五一、一四九
外国為替資金	三、一〇一	一、五七一
交付税及び譲与税配付金	五三九、四八八	八一九、五四八
石炭及び石油対策		
石炭勘定	二、八七一	二七一
石油勘定	六〇〇	〇
国立学校	五、九七三	五、九七三
厚生保険		
健康勘定	二八一、八七四	二八一、五八九
日雇健康勘定	一六七、五一六	一六七、八六六
年金勘定	二三八	一、三四三
児童手当勘定	四	四
業務勘定	一六〇	一六〇
国立病院		
病院勘定	一、〇六九	一、〇六九
療養所勘定	六五九	六五九
国民年金		
国民年金勘定	二、四五〇	四二二
福祉年金勘定	八九一	八九一
業務勘定	一、七二六	一、七二六
食糧管理		

五九〇

国内米管理勘定	二一、七七〇	三、〇八三
国内麦管理勘定	二四一	一二九
輸入食糧管理勘定	四、二七二	八、八六八
農産物等安定勘定	〇	一一
輸入飼料勘定	一、七五三	四、三八一
業務勘定	一、八五四	一、八五四
調整勘定	〇	一、〇二〇、二五七
国有林野事業		
国有林野事業勘定	二、七八七	三、三二九
治山勘定	二	二
自動車損害賠償責任再保険		
保険勘定	六、四七四	六、四七四
保障勘定	七七	七七
業務勘定	二	二
郵政事業	二四、六三五	四、七九二
郵便貯金	一八、八五九	一八、八五九
簡易生命保険及郵便年金		
保険勘定	三〇、七七三	一一、四〇三
年金勘定	八五	八五
労働保険		
労災勘定	五、八六三	五、八六三
失業勘定	四、七六七	一五、七〇八
徴収勘定	二、七〇一	二、七〇一

道路整備

一、七〇六

一、七〇六

二 本暫定予算の可決理由

本暫定予算は、昭和四十八年度特別会計予算成立までの間における国政の運営を支障なく行なうための応急的な措置であり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十八年三月三十日

予算委員長 根本龍太郎

衆議院議長 中村 梅吉殿

昭和四十八年度政府関係機関暫定予算に関する報告書

一 本暫定予算の要旨

本暫定予算は、日本専売公社ほか十四の政府関係機関に関するもので、一般会計に準じて、四月一日から四月十一日までの期間について作成されたものである。

各政府関係機関暫定予算の収入支出は次のとおりである。(単位未満四捨五入)

	収入(百万円)	支出(百万円)
日本専売公社	三三、〇五四	六、六六四
日本国有鉄道		
損益勘定	三九、三七四	二一、六三七
資本勘定	九、八九〇	九、八九〇
工事勘定	九、八九〇	九、八九〇
日本電信電話公社		
損益勘定	四九、二四一	三一、五八七
資本勘定	三八、一四二	三八、一四二

建設勘定

三八、〇〇〇

三八、〇〇〇

国民金融公庫

二、七四四

六三八

住宅金融公庫

三、二七三

七八

農林漁業金融公庫

七九〇

三一

中小企業金融公庫

三、六八四

五六

北海道東北開発公庫

五八三

二五

公営企業金融公庫

九

二

中小企業信用保険公庫

五三八

七〇一

医療金融公庫

五二一

九

環境衛生金融公庫

四六四

二七三

沖縄振興開発金融公庫

六一

六

日本開発銀行

三、五五九

四七九

日本輸出入銀行

三、三五四

二一

二 本暫定予算の可決理由

本暫定予算は、昭和四十八年度政府関係機関予算成立までの間における国政の運営を支障なく行なうための応急的な措置であり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和四十八年三月三十日

衆議院議長 中村 梅吉殿

予算委員長 根本龍太郎

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るため、特別手当の額を引き上げるとともに、健康管理手当について、その支給の対象となる者の範囲を拡大し、及びその額を引き上げようとするもので、その要旨は、次のとおりである。

1 特別手当の額を月額一万円から一万一千円に引き上げること。

2 健康管理手当について、その支給要件の年齢を五十五歳以上から五十歳以上とするともに、その額を月額四千円から五千円に引き上げること。

3 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るため、特別手当及び健康管理手当の増額等の措置を講ずることとは、時宜に適するものと認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十八年度一般会計予算（厚生省所管）に原爆被爆者手当交付金として、六億一千七百四十八万一千円が計上されている。
右報告する。

昭和四十八年三月二十九日

衆議院議長 中村 梅吉殿

社会労働委員長 田川 誠一

〔別紙〕

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について、その実現に努めること。

一 認定疾病については、悪性腫瘍等最近の被爆者医療の実情に即応するよう検討するとともに、範

額の拡大に努めること。

二 特別手当、健康管理手当、医療手当及び介護手当については、その額の引上げと所得制限の大幅な緩和及び適用範囲の拡大（年齢及び地理的条件を含む。）並びに期間の延長に努めること。

三 六十五歳以上の原爆被爆老人の医療費の無料化に努めること。

四 葬祭料の金額を大幅に増額するとともに、過去の死亡者にも遡及して支給することを検討すること。

五 被爆者の医療費については、全額公費負担とするよう検討することとし、さしあたり、国民健康保険の特別調整交付金の増額については十分配慮すること。

六 昭和五十年の国勢調査を目標として、被爆者の実態調査を行なうこと。

七 被爆者の生活、医療等の相談に十分応じられる態勢の充実に努め、被爆者に対する相談業務の強化を図ること。

八 被爆者の子及び孫に対する放射能の影響についての調査研究及びその対策について十分配慮すること。

九 沖縄在住の原子爆弾被爆者が本土なみに、治療が受けられるよう専門病院等の整備に努めること。

十 原爆傷害調査委員会（ABCC）と国立予防衛生研究所の協力関係について再検討するとともに、各省にまたがる研究機関及び民間医療機関が放射能の影響や治療、研究調査を一元的に行ないうるよう促進を図ること。

十一 被爆者の救済に当たっては、戦争犠牲者救済の公平を確保するうえから、旧防空法による犠牲者に対してもすみやかに施策を講ずること。

十二 広島、長崎の原爆病院等の特殊性にかんがみ病院財政の助成について十分配慮すること。

十三 特別手当、家族介護手当については、生活保護の収入認定からはすすよう検討すること。

所得税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

最近における所得税負担の状況にかんがみ、中小所得者及び給与所得者等の負担の軽減を図るとともに、税制の整備合理化を行なうこととし、次の措置を講ずることとしている。

(一) 所得税の減税

(1) 所得控除の引上げ

次のとおり三所得控除を引き上げる。

基礎控除

二万円（現行 二〇万円）

配偶者控除

二万円（同 二〇万円）

扶養控除

一六万円（同 一四万円）

(2) その他の人的控除の引上げ

その他の人的控除についても、それぞれ次のように引きあげる。

老人扶養控除

一九万円（現行 一六万円）

障害者、老年者、寡婦、勤労学生控除

一三万円（同 一二万円）

特別障害者控除

一九万円（同 一六万円）

配偶者のいない場合の一人目の扶養親族に対する扶養控除

一八万円（同 一五万円）

(3) 給与所得控除の拡大

給与所得控除を、次のとおり引き上げる。

定額控除

一六万円（現行 一三万円）

定率控除

一五〇万円（同 一〇〇万円）

定率控除

三〇〇万円（同 二〇〇万円）

五%適用

六〇〇万円（同 四〇〇万円）

(4) 白色専従者控除の引上げ

昭和四十八年三月三十日 衆議院會議録第二十号 議案に関する報告書

白色専従者控除を、二〇万円（現行 一七万円）に引き上げる。

(5) 退職所得控除の引上げ

退職所得の特別控除を、次のとおり引き上げる。

勤続年数一〇年まで	一年につき	一〇万円（現行 五万円）
勤続年数一〇年超二〇年まで	同	二〇万円（同 一〇万円）
勤続年数二〇年超三〇年まで	同	三〇万円（同 二〇万円）
勤続年数三〇年超	同	四〇万円（同 三〇万円）
最低控除額		四〇万円（現行 二〇万円）
障害退職加算額		一〇〇万円（同 五〇万円）

(二) 所得税制の整備合理化等

- (1) 寄付金控除の控除限度額を、所得の二五％（現行 一五％）に引き上げる。
 - (2) 勤労学生控除の対象となる勤労学生の範囲に、職業訓練法人の行なり認定職業訓練を受ける者で一定の課程を履修するものを加える。
 - (3) 非課税所得の範囲に、日本芸術院から恩賜賞又は日本芸術院賞として交付される金品を加える。
 - (4) 非課税所得の範囲から、株式形態によるゴルフ会員権の譲渡による所得等を除外する。
 - (5) 農業者年金基本法に基づく年金を、給与所得とみなす。
 - (6) 個人が資産を贈与した場合等の「みなし譲渡所得」課税について、相続の場合と同様に書類の提出を要せず、一律に取得価格の引継ぎによる課税の繰延べを認める。
 - (7) 賦払の方法により対価の支払を受ける役務の提供についても、割賦基準による所得計算を認める。
 - (8) 予定納税を要しない予定納税基準額の限度額を、三万円（現行 二万円）に引き上げる。
- なお、以上の改正により昭和四十八年度において約三千八百四十四億円の減収が見込まれている。

二 議案の可決理由

最近における国民生活、物価等の現状にかんがみ、中小所得者及び給与所得者等の負担の軽減を図ろうとする本案は、時宜に適するものと認め、これを原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、武藤山治君外二名より日本社会党、公明党及び民社党の三党共同提案にかかる修正案が提出されたが、少数をもつて否決された。

修正案の要旨は、通勤費の全額非課税、未成年者控除の創設、有価証券の譲渡による所得に対する課税等の措置を講じようとするものである。

また、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十八年三月三十日

大蔵委員長 鴨田 宗一

衆議院議長 中村 梅吉殿

〔別紙〕

所得税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、左記事項につき、十分配慮すべきである。

一 最近における所得、物価水準の上昇を考慮して、退職所得の特別控除額を四十九年度に更に引き上げるよう努力すること。

一 未成年の給与所得者の納税者数の増加傾向にかえりみ、これらの者の負担の軽減につき特段に配慮すること。

一 今後においても、引き続き所得税の課税最低限の引上げに努力すること。その際、特に通勤費その他給与所得者の必要経費を十分賄えるよう重点的配慮を行なうこと。

衆議院會議録第十八号(中正誤)

ベ	段	行	誤	正
四〇	末	二	いたしたしたい	いたしたい
四一	一		各目の	各目の
四二	一	四	明確な	明確な
四三	末	五	しかしまた、	しかもまた、
四四	三	四	この	その
四五	二	五	手帳	手帳
四六	三	元	セタン	セタン
四七	四	五	極積的	積極的

衆議院會議録第十八号(中正誤)

昭和四十八年三月三十日 衆議院會議録第二十号

五九六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部五十円

(配達料共)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大代)